

平成30年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年6月14日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第55号から議第63号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他8件)

質疑

第3 議第55号から議第63号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他8件)

常任委員会付託

第4 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(矢野隆行君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月7日と同様でありますので、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第11番、山本剛議員、第12番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、議第55号から議第63号まで(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第2号))他8件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） おはようございます。

通告に基づき、議案質疑させていただきたいと思います。

議案名は議第63号事業契約について、これは計画されているクリーンセンター併設のプールに続く契約に関するものになります。

質問の内容です。

計画されているクリーンセンターの併設プールについて、プールができたならば、それは広く市民に利用していただくことが市民の健康に資することであり、大切になってくると思います。

そこでなんですけれども、その運営を企業に任せるとというのが今回の契約になってくるわけなんですけれども、もしもうからなくて運営会社が利益を生む手段に比重を置く場合、教室開催というものを行うと利益が上がる、それは一般に広く利用してもらおうということよりも、会員制の傾向が強くなることによって企業は利益を上げていくことができるけれども、それを施設に割くことによって施設の利用率がその教室等に傾向してしまうことによって、利益を生む手段に比重を置いていくということが企業の選択肢としてできるということです。そういうことをしてしまうと、教室開催等を多くして、広く市民が利用する機会の減少を生んでしまう可能性というのが考えられると思うのですが、これに対する対策は行われていますでしょうか。それは契約の中でということですね、契約として拘束力がないと、結局最悪の場合、そういう対策にはならないという可能性もあると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。環境経済部長、よろしくお願いします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、長谷川議員の事業者が利益のために教室等を多くした場合、市民が利用する機会が減少するのではないかと、いわば利益に偏重した運営にならないかと、そういった懸念でございます。

もちろんそのようなことがないように契約にうたっております、運營業務全般でございます。規定をしております。当然のことながら、当施設は公共財でございますので、したがって、まず総則におきまして公共性及び事業の趣旨を尊重する義務、これを課しております。その上で、その議員ご指摘の態様条項というところにつきましては、1つに事業者が業務を実施する際、事前にその計画について市の承認を受けなければならない、

これが大きな1点でございます。計画の変更も同様でございます。2つに、市はその業務状況についてモニタリング、監視でございますね、それをする事としております。業務が適切に行われているか、サービスの提供方法はどうかと、こういったものを調査、監視します。3つ目に、このモニタリングの結果、改善が必要と認められる場合は改善報告と、そういったこととなります。そういったことで適正に運営業務が遂行される仕組みとなっております。なお、入札時の要求水準書においても同様の趣旨を明記しております。ちなみに、市のホームページにもそれぞれ載っておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今ご回答いただきました1番ですね、市の承認が必要ということだと思うんですけども、運営側としては例えばこの例でありますとおり、教室を開催するという事について正当性なり利益ということを裏で考えていたとしても、これは市民に資することなんだという強調が入ってきて、一種市側を説得しようとかかってくると思うんですね。そういうときに、承認をする、しないということの基準とか考え方というのはどのようになっていくんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 基準という、今までの旧の温水プールありました。基本的には4コース、4コースを教室とフリーウエー、そういうのに使っておられるのが基本的なパターンであったと思います。そういったことを実施しながら、先ほど言いましたように、まず市の承認があって、そして実際したときにお客の皆さんに聞くということも調査します。だから、そういった意味で折り合いをつけていくと。業者の方も一定の利益上げないと成立しませんので、そこは折り合いということになりますけども、どちらかに偏重していくということにはならないと、そういったことでございます。いわゆる一般的な言葉でいうとPDCAサイクルが1年ですと回っていくということでもあります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 関連する質問になるんですけども、市民が広く利用することによって市民に貢献していく施設だと考えるんですけども、市民の利用を促すためにそのプール、今現在もちろん有料で利用していただくことが検討されていると思うんですけども、

無料の開放などによって市民に広くその存在をアピールすること等ができると思うんですね。そういうことを行いますと、それは運営側にとって有利か不利かというのが判断つきにくいと思うんです。その無料の開放デーというものをやったことによって、その日の利益は下がるかもしれませんが、認知度が上がることによって結果的にその企業が潤う可能性が出てくると、こういう微妙な点に関して何らかの話し合いというか、ルールづけというものはされていますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） お答えします。

長谷川さんおっしゃっているのは、むしろ一般的にいったら何か物を売るときに販促するために一旦無料で配って皆に知らせようと、そういったような話だと思うんですけども、それはあくまでも運営業務は向こうに任せますので、その発想は彼らが自分らの運営のためにする行為でございまして、そこも考えられることもあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 再々質問は終わりましたので、以上でございます。

○3番（長谷川崇朗君） どうもありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（矢野隆行君） 日程第3、議第55号から議第63号まで（平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号））他8件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第55号から議第63号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に配付済みの議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（矢野隆行君） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第10番、稲垣誠亮議員。

稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 稲垣でございます。質問量が多いので、少し言葉が激しくなる部分かもしれませんが、ご容赦いただけたらと思います。

それでは、始めさせていただきます。

小中学校におけるいじめの傍観者についてお伺いいたします。

連日子どものいじめ報道が報告されています。被害者の子どもの人生を狂わせ、不登校や自殺といった問題の引き金となっています。一般社会で大人が他人をけがさせれば傷害罪になります。相手をののしれば侮辱罪で警察に逮捕される可能性があります。しかし、そうしたことは学校の中に入ると実態が見えにくくなります。いじめは断じて許されません。

以下を教育長にお伺いいたします。

本市におけるいじめの定義、実態についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、1問目の稲垣議員について、いじめの定義と実態についてお答えいたします。

国のいじめ防止対策推進法の第2条に、いじめの定義が書いております。その概要は、子どもが一定の人間関係がある同じ子どもに対して行う心理的または物理的なダメージを与えること、これはインターネット等も含んだ行為でございますが、そして被害者が心身の苦痛を感じているもの、こういう定義がございます。

野洲市でも同じような定義をしております。そのもとに認知を行っております。本市のいじめの認知件数は、昨年度1年間ですが小学校で164件、中学校で34件、計198件ございました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、指導方法についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市では、その指導につきまして2つの点に重点を置いて取り組んでおります。まず1つ目は、未然防止、いじめの未然防止ということが一番です。その未然防止について力を入れております。全ての児童・生徒に議員がお話ありましたようにいじめは決して許されないものとの理解を促し、規範意識を高め、互いの人権を尊重する心の育成を図ると共に、その土台となる人間関係づくり、学校でいいますと仲間

づくりですが、を全ての教育活動において計画、実施をいたしております。

2つ目は、いじめが起こった場合ですが、そのいじめの早期発見と丁寧な組織対応でございます。各学校では教育相談期間、ちょうど今ごろ行われているんですが、大体学期に1回ずつ教育相談期間というのを設けております。それから教育相談体制の充実を図ると共に、定期的にいじめに関するアンケート、これは法律によりますと大体1学期ごとにやるということになっております。を実施し、その早期発見や啓発に努めているところでございます。また、いじめを認知した際には、学校のいじめ防止対策委員会等名前はいろいろあるんですが、いじめ防止委員会などを中心に被害児童・生徒に寄り添いながら、その安全を一番に確保しつつ組織的な指導にあたっているところでございます。

また、スクールカウンセラーや本市で独自に配置しておりますスクールソーシャルワーカー、あるいは各関係機関とも連携して、協同して丁寧に支援、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） このいじめの認知やおそれについては、例えばどの段階で保護者の方には伝わるシステムになっているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめがありましたら、それを確認しましたら、相当早い段階で保護者さんとは協議をしていくということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次に行きます。いじめ行為に直接関わらないが、加害者との関係性により、下手に関わると次は自分がターゲットになるといったおそれを持っている傍観者たる生徒も存在します。傍観者は、自分はいじめに加担していないと思っておりますが、他人の権利が侵害される状況を黙認していることから、結果としていじめを容認していることにつながるおそれがあります。いじめが発生した場合、学級に傍観者ではなく救済者、仲裁者が出てくるのが何よりも重要であり、いじめ撲滅に合理的です。ヨーロッパやアメリカでは、教育課程の中にこうしたスキルを学んでおり、行動に移すことができます。正義の心を持つ生徒を育てていくことも重要だと思っておりますが、教育長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3つ目のご質問にお答えしたいと思います。

特にいじめの未然防止の観点から、いじめを許さない規律と秩序のある学級、学校づくりを一番に心がけております。また、そこで命や人権を大切に作る心の育成は欠かせないものと考えております。

そのためには、生徒自身が自らいじめ問題について考え、議論する活動、特にこれは小学校の高学年や中学校が中心になるんですけども、それからいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、それから児童・生徒自身の主体的な活動が大切と考えております。

野洲市では、これまでも道徳の時間や人権学習の時間にロールプレイングなどの体験的な活動を取り入れたり、児童・生徒自身が全校に呼びかける集会ですね、いじめ反対集会とか、いじめをなくす集会などというふうな形で行っております。それから生徒会を中心としていじめや人権について一人ひとりが考え、意見発表する取り組みなども行ったりしております。

また、少し欧米とは違うんですけども、欧米に余り見られない学級集団づくりですね、仲間づくりの視点から、いじめを許さない仲間づくりということにも力を入れております。

今後こうした取り組みを検証しながら、さらに発展させながら、いじめ撲滅を主体的に考える児童・生徒の育成に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。丁寧に対応していただいているのはわかるんですが、今回その3番目で聞いている本件の趣旨なんですが、やはり傍観者に対してどのような指導をするかということだと思っております。僕自身もやはり小学校、中学生生活送る中で、いじめはよくない、いじめの人権の問題性については十分学習はしてきましたけど、傍観者の立場に陥ったときのどうしたらいいか、そういったことは特に僕の記憶では自身も学んだ記憶がなくて、僕自身の体験ですが、やはり僕も加害者さんとの関係性、それは小中学校もそうですし、大人になってからもそうです。なかなか自分が動けない、傍観者のまを見て見ぬ振りをしてしまったりすることとかもやはりあるので、そのあたりも含めて、教育長は割と教育畑でずっと校長先生も歴任されておりますので、どういったことを例えば取り組んでいращやったかとか、あと本市においてもどのようなことがそれに関連してできるかといったこと、そのあたりについてちょっと所見をお伺いできればと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめに関わりましては、やっている加害者はもちろんですが、その他にも三者あるというふうに考えております。1つは同調するものですね、それからもう一つは扇動するというか、はやし立てるといふ子が中にはおります。それから最後は議員がお話のように傍観者という立場の子も中には出てくると思うんですけども、そういう子どもたちに対して同調とか扇動というのは絶対あかんということは学習の中でも学んでいきますので、ただ一番課題となるのは議員がお話のように傍観している、なかなか言い出せないという子どもたちがいてると思うんですけども、そういう子どもたちは先ほど言いました集団づくり、その中で自分は言えないけども友達には話ができるとか、その友達から先生に言えるとか、あるいは担任の先生とその子どもたちとの間の信頼関係ですね、そこから入ってくる情報というのは結構あります。私はもともと中学校の教員ですので、中学校では仲間づくり、班体制という、5、6人で1つの班をつくって班長会議なんかを毎週1回ずつやって、クラスの様子、班の様子なんかを子どもたちと交流をしていたりしました。そういう中で、先生あの子ちょっと最近おかしいでとかいう情報が入ってきます。あるいは、それが班長会議全員が本当に担任との信頼関係ができていない場合も中にはありますので、そういう意味ではその中のリーダー層ですね、何人かの子は本当に中学校はリーダーとなりますと、クラスを何とかしたいという思いの子をクラスのリーダーに据えるということは結構やっておりますので、そういう子の中から情報が入ってきますので、この何人かがこんなんで見えていたんやということがあったら、すぐにそういう情報をもとに学級指導に入ったりとかすることができます。傍観というのは、結局加害者になるんやというそういう思いで学級指導を進めていった経験がございます。

ですから、傍観者は加害者と同じというふうな捉え方を子どもたちには指導をしていくことによってブレーキをかけると。自分から言えなければ、誰か友達、班長に伝える、班長から担任とか、あるいは直接担任の先生、あるいは担任でなくても今はスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、オアシス相談員とかそういう相談体制が昔に比べたら大幅に充実しておりますので、そういうところに相談に行くようにという、とにかく自分一人で抱え込まないということが一番大事ななというふうに思っておりますので、そこを丁寧に今は指導をしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 教育長の見識、よくわかりました。本市においても教育長の体

験談のように、同様に本市においてもそのように取り組んでいただけるということで理解できれば、より安心できるんですが、そのあたり、最後に答弁いただけませんか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市でも先ほどお話ししましたように、200件弱のいじめ問題が起きております。いじめはあって当たり前というふうに学校では捉えておりますし、それを早期に見つけて解決していくというのが教員の仕事であると思っておりますので、それは毎年4月に全員研修会をやっておりますが、そういう中、あるいはそれぞれの学校で、あるいは校長会を通じていじめの早期発見、あるいは未然防止に全力を上げるようにこれからも努めてまいりたいと思っております。ご理解をお願いできたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、傍観者の件よろしくお願ひします。

では次の質問に移ります。独立行政法人野洲市民病院の経営計画について、他についてお伺ひいたします。説明によっては、被譲渡先の御上会野洲病院に照会の上答弁願ひます。事業譲渡を1年後に控え、先法人の置かれている本市における状況を考えると、市に答弁責任があるものと認識します。

それでは、1番行きます。

現民間野洲病院内では、過去に施設建設等ができた、給料は滞りなく支給されてきたという事実に基づく実体験はあるかと思ひます。しかし、それは市からの支援に依存し、遂行されてきたものです。また、一生懸命患者のために仕事をしてきたとの現場の声も当然出てくると思ひますが、こうした声に対しては今後の経営計画に対してもふだんの医療業務と同じように頑張っほしいと期待します。

経営の話をつ職員間ですると、職場がぎすぎすするのではないかと疑問が出るかもしれせん。しかし、病院事業は仲よくだけで運営しているわけでもなく、時には厳しいやりとりも行ひ、業務を遂行する必要があり、組織運営のあり方については抜本的な見直しが必要であると認識します。独立行政法人野洲市民病院の組織運営の考え、従来から修正する点についてお伺ひいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、稲垣議員の独立行政法人野洲市民病院の経営計画について他の1点目でございますが、お答えをさせていただきます。

まず最初にご質問にお答えする前に、お断りをさせていただきたいと思います。現野洲病院は、野洲市に包括的な承継を行う病院でございます。現状法人格を持ち、理事長や理事会が存在しております。その責任のもとで主体的に経営が行われており、議員、冒頭に本市に置かれている状況ということで、野洲病院が既に市の管轄下、あるいは責任下にあるというふうにおっしゃいましたが、当該法人に係る全ての事項を議会で報告する責任があるかのようにおっしゃっておりますけれども、市では必要な情報のみ野洲病院から取得し、承継に係る事務を進めているところでございます。したがって、この後に続きますご質問について、できる限り丁寧にお答えはさせていただきたいと思いますが、お答えができないものがありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、組織運営の考え等従来の修正する点についてというご質問でございます。

地方独立行政法人の設立趣旨から、組織運営は理事長をはじめとする法人の経営陣等の予定者において、法人が策定する中期計画に基づき決定をされていくものというふうと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 端的にお答えいただいたんですが、いろいろもう少し伺いできるかとは思ったんですが、例えばその職員の意識のあり方、こちらの点について何か考え、これ含まれると思いますので、答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 職員の意識ということでございますけれども、独立法人を設立する際に、市の方で示す中期目標に沿いまして独立法人が中期の計画を作成されま。それに基づいて法人の方で仕事を進めていかれるというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今までは割と市に保護されてきて運営されてきたという感覚があって、多少やはり市立病院、一般の市立病院に比べれば甘えといったところはやっぱり避けて通れなかったのかなと思うんですが、そのあたりの、これからはもう自分たちで自己責任とするんだと、そのような意識改革、そのあたりの点についてちょっともう少し踏

み込んで答弁お願いできたらと思ったんですが。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今までも民間野洲病院、一生懸命職員の皆さんやられていると思っております。そういうふうに私は考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次、行きます。

現民間野洲病院では、各職場会議等で病院の経営状況が報告され、改善方針が議論されている取り組みについてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そういった質問ですけれども、そのような取り組みをされているのかどうかということは私は承知をしておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） でも、これは数字のことでもありませんし、簡単に市で把握している情報とか、病院に対して聞いていただければ何も、単純に答えられる問題だと思うんですけどね。今後の独立行政法人と同じような流れで進んでいくのか、違いが出てくるかといったところは非常に本経営計画において重要な側面だと思うんですが、もう少し答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今議員からおっしゃいました改善方針等の議論をされているということですので、大きく評価をしているところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員、もう少しゆっくりしゃべって下さい。聞き取れませんので。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次に行きます。

医療活動の中心等になる医師集団が経営面でも重要な役割を発揮していただきたい、目指している医療ビジョンの現実と経営の改善は表裏一体のものであると思いますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 医療ビジョンの実現と経営の改善の表裏一体という話で
ございます。

現野洲病院におきまして、現理事長以下の方々が事業承継されるまでは責任を持って安定した経営が維持できるよう対応していただけるものと考えているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 何か、できるだけこの計画を僕応援しようと思って、できれば応援したいと思っているし、うまくいけばいいと思ってというふうに前提でこの質問させていただいているんですけど、何か余りにも答弁の内容が薄っぺらいんですよ。もう少し誠意を持ってきっちり答えていただいてもいいんじゃないですかね。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 誠意を持ってお答えをしていると認識していますが、議員がそういうふうに思われるならそうかとは思いますが、私は誠意を持ってお答えをさせていただいております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

現民間野洲病院の過去3カ年にわたる各決算の実態経営状況とその評価についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 過去3年間の経営実態状況と評価というご質問でございます。

経常収支の方でご説明を申し上げます。平成26年度では1億5,396万6,000円の黒字でございます。平成27年度も1億2,597万1,000円の黒字となっております。平成28年度につきましても4,103万1,000円の黒字となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっと先ほどの1から3に戻るんですが、これやっぱり今回の収支計画立案の上で、やはり外的要因の部分で湖南圏域の後期高齢者の人口の増等、い

ろんな要因によって病院の収支がよくなっていくというふうに理解はしているんですが、やはり病院の独自の取り組み、そのあたりは今までの病院事業の委員会等で、特に独自の改革するような取り組みが余り聞かれなかったように僕は思っているんです。なので、そういう1から3というのはすごく重要な部分であって、どのように組織が変わっていくかということを知りたかったんですが、ちょっとこのあたりについてゼロ回答に近かったので、こちらはちょっと僕は個人的にはちょっと残念だったと思っております。

では5番行きます。

現民間野洲病院の貸借対照表について、費用の未計上により純資産額が過大に評価されている可能性についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ご指摘のものはないものと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では行きます。

同じく貸借対照表において、流動資産における未収金について、内容と回収可能性についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 未収金の内容と回収の可能性ということでございます。

未収金につきましては、市が把握している範囲では、市からの補助金のが未収金扱いとなっておりますので、回収の可能性を論じる性質のものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、同様に流動資産における仮払金についての内容と回収可能性についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 仮払金の内容と回収の可能性というご質問でございます。

内容につきましては、看護学生の奨学金となっております。野洲病院で働いてもらうことによりまして返済が免除されるという予定のものでございます。したがって、基本的には回収を予定していないものと、そういったものでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

現民間野洲病院の会計処理についてですが、前払い税金資産償却はどのようになっているのか、また独立行政法人野洲市民病院では同様の会計処理を行う予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現在の野洲病院では、法人税等に係る税効果会計は適用されていないと聞いております。

独立行政法人につきましては、法人税等は非課税となります。それに係る税効果会計については不要というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 現民間野洲病院の全体の収益における介護事業における占める割合は、全国の医療機関と比較してどのようなものかお伺いいたします。また、その割合は経営悪化につながった一因であるかについてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現野洲病院の介護事業の占める割合でございます。全体で4.6%の比率となっております。厚生労働省の調査による全国の医療機関の平均の2.6%よりもやや高い値となっているところでございます。

なお、介護事業の占める割合と経営状況は必ずしも相関関係にはないというふうに認識しております。野洲病院の決算報告書より厚生労働省の調査のもと、費用については医業に含まれているため、部門別の分析は行えないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次行きます。

医療活動に伴う設備投資、人材獲得等の規模や質に比して、独立行政法人野洲市民病院理事長就任予定者の経営力量が求められると思いますが、こちらは市民として安心してよいか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 理事長につきましては、リーダーシップの発揮を期待するものでございます。病院経営は理事長一人で行うものではございません。組織で行うものと考えております。全体的な取り組みの中で安定した経営を行っていただけるというふうに考えているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それはもちろんそうなんですが、やはり理事長の、トップの能力というのは本件においてかなり重大なものになってきます。その能力に対して、きちんと市が保証していただけるかと、それについて安心、そう言っていただければ我々も安心できるわけなので、そのあたりの答弁をちょっと求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現理事長においては十分能力の高い方だというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では行きます。

市立野洲病院への移行を1年後に控え、病院内部の経営管理制度の整備、運用の改善、法的適合性に留意した病院の自立、人員等の管理強化における市市民病院整備課の現在の重点取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） このプロジェクトそのものが重点的な取り組みでございます。そうした中で、市立病院への移行に向けては医療サービスの低下を招かないよう、円滑な事業を引き継ぐことを最大優先しまして進めているところでございまして、合わせて地方独立行政法人化に向けた取り組みを今進めているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、特に絞ってなんですが、この人員の管理強化において、特に何かあればお伺いしたいんですが、特にございますか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 人員といいます人事関係の話だと思うんですけども、いずれまた今議会で提案させていただいています職員の定数条例にも入ってくるんですけども、そういったことを踏まえることもそうですし、独立行政法人になられた場合につ

いては、その法人にあたって十分精査されるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということは、部長、端的に収支計画は立てて、外的要因に伴って収支計画は立案しているけども、細かい先ほど1から3にしても、この11番にしてもそうですけども、こういった事柄についてはこれから進めていくというようなふうにも僕は今とれたんですが、そういうふうに理解してもいいのか、それともそもそも詳細に事業計画の中に組み込まれているのか、その二者択一で答弁願えないでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人についてのご質問だというふうに認識をしてお答えをさせていただきます。

そもそも独立行政法人というのは、市が示します、これは議会の議決が要るんですけども、中期目標の設定を市の方でいたします。それに基づきまして、独立行政法人が中期計画をつくられると、こういった仕組みになってございますので、その時点という形になるということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、今はその時点ではないので、今はまだないというふうに理解していいですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現時点におきましては、民間野洲病院の事業承継を進めているというところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

労働災害医療、公害医療における取り組み展望についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現野洲病院が持っている機能はそのまま引き継いでいくというふうな予定でございます。

それと、先ほど10点目でお答えしました現理事長と発言いたしました、病院長に訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 部長、12番は今展望を聞いているので、通告をきちんと事前
にしているのもう少し具体的に、なかったらいいので、ちょっと発言してもら
えませんか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現野洲病院につきましては、労働災害医療、公害医療に
つきましては産業医の資格を有する労働医を配置されているというふうに伺っております。
以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃあ、それは同様のものを引き継いでいくという理解でよろ
しいですか。答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのとおりでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

収益増と人件費率の引き下げが課題ではありますが、これまでの市の収支計画の達成状
況の要因は外部環境を中心としたものが多いように思いましたが、それ以外の構造的転換
課題、目標について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 経営に係る目標につきましては、市が定める先ほど言い
ましたように地域目標を反映しまして、中期計画に示される予定でございます。

それと、その時々々の周辺医療環境や医療制度に合わせた形で柔軟に対応できる体制を整
えておくことが継続的な経営には必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、今のところ、今の表現だと抽象的だったんですが、まだ
具体的な行動的転換課題についてはまだ着手できていないと、そのように理解してよろし
いでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） その辺は市の方の考え方、市の方ではまだ着手はできていませんが、病院の方は一生懸命頑張っておられるというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今市の方は考えてないけど、病院の方は考えているというのはどういう意味ですか。ちょっともう少しお願いします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 済みません、ちょっと説明が不十分でございました。市の方では承知しておりませんが、もとということをお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市の方が承知しないって、だって市の責任で整備していくわけだから、市の方が承知していないとは、日本語的にちょっと今のは理解ができなかったんですが、もう少しわかるように教えてもらえますか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人のまず話で整理したいと思っております。先ほど言いましたように、その周辺の医療の環境、あるいは制度の変更、そういったことございますので、そのあたり柔軟に対応できるように独立行政法人の方が考えていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次行きます。

現民間野洲病院における医業費用のうち、委託費、紹介会社手数料について内訳、特徴をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 平成28年度の決算の数字で申し上げますと、委託費は1億3,911万8,000円でございます。その内容につきましては、検査委託費、あるいは給食委託費、あるいは清掃委託費などのものでございまして、紹介会社手数料については野洲病院の経営上のことでございますので、承知しておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これはわかればで、ちょっと通告はしてないのでわかればでい

いんですが、この市立病院になる、独立行政法人になっていく過程の中で、このあたりの委託費とか紹介会社についても精査される可能性というのはあるんですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現時点では考えておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

野洲市立病院及び独立行政法人野洲市民病院においては、引き続き退引追加繰り入れの計上は不要と判断していいかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 市立化時点におきましては、現在の市の職員、まだ直営という形になりますので、同様の制度となると退職手当組合に加入するということとなりますが、引き当てる必要はそれではございません。それと、それ以外の当該制度以外の選択があるかは今現在検討しているところでございます。

それと、独立行政法人化後の退職制度、これにつきましても検討中ですが、いずれにいたしましても使用者、あるいは被用者双方にとって適正な制度を検討しているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

これもちょっとわかればいいんですが、この市立の野洲病院から独法に転換するときに、このあたりの職員の移動に関しては退職金の支払いというか、そのあたりは発生するのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのあたりを含めて今現在検討しているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次行きます。

独立行政法人野洲市民病院における開院5年間における各年度の財政状態の基本評価である自己資本比率についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 自己資本比率でございます。現在計画している事業費が約100億円ということでございます。公営企業債の発行を約90億円予定しております。そのため、地方独立行政法人には同規模の移行前の地方債未償還債務が発生をいたしますことから、事業開始当初は約10%になるというふうに想定はされます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一応、各年度でお伺いしたかったんですけど、これ出すことできますか。各年度も。5年間の各年度でちょっと通告出した予定だったんですが。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 各年度ということですが、細かいことは詳細には把握しておりませんが、全体的な話をしますと、償還が進むにつれて未償還元金というのは減っていきますので、改善する計画というふうになっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、部長、自己資本比率の推移を僕は聞きたいので、各年度とわざわざ通告出して聞いているんですから、そのとおりに答えてほしいんですよ。今のは、だって初年度のことを答えていただいただけじゃないですか。見たらわかるので、答えて下さいよ。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人になるのが33年春という形で計画をしております、そのときに先ほども言いました法人がつけられる計画等がございますので、詳細についてはまだ把握しておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

じゃあ次行きます。

病院事業の効率性や資産の効率的な利用状況の評価は不可欠であります。独立行政法人野洲市民病院における総資本回転率、事業収益割る総資本をよくするための収益増の方策、利益確保における計画的な負債圧縮を進めるため、計画についてお伺いいたします。13

番と一部重複する可能性があるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 議員おっしゃったように、13番でもお答えをいたしました。独立行政法人の設立時に市が策定する先ほども言っております中期目標を反映した中期計画についてにおいて示されるというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

同じく開院5年間における各年度の総資本回転率についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現在持っております収支計画に基づき試算いたしますと、約30%になるというふうに予想されます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。開院初年度なので、ちょっと特にそれについての評価を求めるとするのはちょっと避けたいと思います。

では19番行きます。

借入金依存度、借入金割る総資本が高い場合、経営の不安定要因となります。同じく、独立行政法人野洲市民病院における開院5年間における各年度の借入金依存度の割合についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現在計画しております事業費、100億円に対しまして、公営企業債の発行が90億円を計画しております。そのため、地方独立行政法人には同規模の、移行前の地方債の償還債務が発生します。したがって、事業開始当初は高い数値で推移いたしますが、償還に伴いまして改善していくというふうに考えております。単純に計算いたしまして、100億円から90億円という形になりますので、90%というふうに初年度考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、部長、僕の認識が間違っていたら謝るんですけど、一応その収支計画を立てているわけですから、まだスタートしていなくても各年度で、こ

れ5年でそれぞれ聞いていますので、5年間別に出すことはできるのではないですか。そのあたりちょっと済みません、認識が僕が間違っていたらあれなんです、ちょっと答弁そこは求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人になってからの話という形になりまして、いずれにいたしましても、新しく法人ができる前にそれぞれの計画を策定されますので、そのときにしっかりと数値は示されるというふうに考えております。

今、もしその5年間で単純に計算しましても、今初年度が90%、それ以降大体年間に2、3億元金減っていくという形になりますので、その値で減っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一応、開院10年、20年の収支計画をいただいて、それをもとにたたき台で議論を今までしているので、僕としては最低この5年ぐらいはちょっと答えていただきたかったなと言ったので、そんなに難しい質問しているわけじゃないので、そのあたりをちょっと申し添えておきます。

では20番行きます。

独立行政法人野洲市民病院開院5年間における各年間の必要事業キャッシュフロー及び最低求められる利益確保金額、目標経常利益についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） キャッシュフローの考え方です。現在の試算では、開院初年度に7億円程度の運転資金を投入いたします。毎年度、事業損益がプラスマイナスゼロということであれば、資金はゆっくりと回るというふうに考えておりますし、利益確保額につきましては毎年の減価償却費の非資金費用がございますので、それを回収することで資本的支出の補填財源にいたしますので、当年度の費用を収益で賄えていけば問題はないうふうと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次行きます。

同じく開院5年後における自己資本形成、純資産確保の目標数値、展望についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人が市に策定する中期目標を反映した中期計画にて示されるというふうになってございます。現在の収支計画を前提にお答えするならば、先ほど16番目でお答えした自己資本比率の同じ考えになりますので、自己資本は約10億円程度で推移するものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では次行きます。

多くの経営破綻法人の更生計画において、旧経営陣の地位は退任が一般的であります。現民間野洲病院においても考慮されるべきであると思いますが、独立行政法人野洲市民病院理事長においては現民間野洲病院院長が就任予定とのことであります。その判断には相当たる合理性が必要ではあると思いますが、その点お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） まず押さえていくのは、野洲病院については経営破綻をしておりませんので……。

○10番（稲垣誠亮君） そんなこと言ってないですよ。

○政策調整部長（竹中 宏君） 考慮されるべきという指摘は当てはまりませんが、平成30年3月23日開催の市議会全員協議会でご報告させていただいた内容をもって決定をさせていただいております。選任にあたる合理性は十分あると考えておりますし、現病院長、平成25年に就任をされたのですが、医療面、あるいは経営面の実績を高く評価しているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今の誤解のないように言っておきますけど、僕はまず事例として経営破綻法人の更生計画において述べている前提があって、現民間野洲病院が破綻したとは書いていませんので、ただ、本市における状況を考えると、人の多面的な見方をして、一面では破綻に近い状態、そういうふうな考え方をされる方もいるかと思いますが、ただ部長、これ、収支計画をやはり達成するためには、やはり理事長の手腕というのはやはり大きく影響してくると思うんです。病院の経営をされる方というのは世の中にたくさんいらっしゃると思いますが、この方が最任と言われるその合理性を今お伺いしたんですが、

もう少し具体的に、合理的なんだからというふうに言われると、もうそれで終わってしまうので、具体的にもう少しちょっと答弁いただけませんかね。このような点で優れているとか、話が全体に抽象的過ぎるので、もう少し答弁を求めます。どこが評価しているとか、何でもいいので。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 何度も言いますけれども、今、現病院長ですけれども、平成25年に就任されております。そういったことで、今うちの顧問として病院長になっていただいているんですけども、医療面、あるいは経営面につきましての実績を高く評価しているということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、僕何もこの院長がだめだとか、そういうことを言っているわけではないので、その辺は誤解のないようにお願いします。

今その実績とお伺いしたんですが、その実績、そういったことを聞いているんです。どのような点で実績を出されたのか、言葉だけが合理性とか実績とか出ているので、もう少し踏み込んで、やはりこれ事前通告出しているわけですから、もう少し手を込んで答弁書をつくっていただきたいんです。前の駒井整備課長のときは、割とそういうことを丁寧に下さったので、ちょっともう少し答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 丁寧に答えしているものと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

じゃあ次行きます。

現民間野洲病院の退職金は、確定拠出年金制度で対応されるとのことですが、役員に対しても同様なのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 役員につきましては、どういう方を指すのかというのはわかりませんが、退職金は職員を対象としているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、この役員に相当たる方の支出に関しては、

閉院に際して、僕は確定拠出年金制度のことしか今まで議会の答弁では説明いただいてなかったんですが、また別勘定や別項目で支給される可能性があるということですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 理事の場合のことでちょっとご説明申し上げますと、院外理事は退職金はありませんし、院内理事は職員を兼ねているため、退職金はあるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一般的に、僕が聞いているのは恐らくそうですね、理事長とか病院長とか事務部長とか、看護部長が入るかどうかはちょっと僕微妙なところなんです、そのあたりのことについてちょっとお伺いしているんですが、答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 先ほども言いましたように、院外理事は退職金ありませんし、院内理事は職員と兼ねているため出ています。職員につきましても退職金が出るというふうに確認しています。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃあ、ちょっと今僕が質問したことについては、ちょっとまだ現在わからないということですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 職員については出るというふうに説明させていただいています。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） だから、確定拠出年金型制度の年金制度で、一般の職員の方は退職金が支給されるじゃないですか。僕が聞いているのは、今僕先ほど申し上げた役員の方々はこの年金制度、確定拠出年金制度以外で別勘定で退職金が支給されるのかされないのかということを聞いているんです。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そこまで具体的に私は承知しておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わからないということであればわかったんですが、これも事前に通告出していますので、この役員というところが僕が具体的にそれはもうわかっていただけと思って具体的には書きませんでしたけど、ここで役員と言われれば、院長とか理事長とか事務部長といったことはある程度想定はつくので、僕のこれは私見なんですけど、それはつかないと言われればそれまでなんですけど、ちょっとお答えいただきましたかったなというふうには思います。

では次24番行きます。

市立野洲病院及び独立行政法人野洲市民病院においては、収支計画達成のため、損益だけではなく資金、純資産の推移を含む予定貸借対照表を策定する必要は不可欠であると思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 予定貸借対照表につきましては、公営企業、市立野洲病院の場合は予算説明書として翌年度の予算貸借対照表を作成しているというところがございますし、独立行政法人は経営状況の判断材料として約5年間の運営、投資等の方針のもとに予算、資金計画、収支計画を策定することになります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。あとの独法の場合なんですけど、ここに記載している資金、純資産の推移を含むそのあたりのことも含めてそこで、済みません、そちらには全て記載がもうされているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人策定されるときには、設置されるときにはそれができているというふうに理解いただきたいと思っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

人件費比率を下げることは簡単ではありませんが、独立行政法人野洲市民病院においては収益増だけではなく、人員体制、働き方、パート職員の活用等を改めて検討し、職員適正数水準を改めて検討、確認し、利益の出る構造へ転換が不可欠であると思っておりますが、計

画をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人の設立時に市が定めます中期目標を反映しまして、法人が中期計画を策定されるというふうな計画になってございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 先ほどから中期目標という言葉が出てくるんですが、これも例えば働き方であれば2交代制、3交代制、看護師さんではありますし、パート職員さんをどれだけ比重をふやすか、そういったこともあります。これらも含めて、独立行政法人がある程度立ち上がってから検討されるということで理解していいんですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 独立行政法人が設立されるときには決まっているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、ちょっとくどいんですけど、ではこの市立病院が立ち上がったこの2年間の間に実施検討されていくというふうに理解したらよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのとおりです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次26番行きます。

独立行政法人野洲市民病院職員の職員給与の想定平均給与年額が事前計画で公表されていますが、看護師、准看護師の採用から5年ごとの給与年額についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 給与関連事務につきましては、現在作業を進めているところでございまして、現時点では詳細につきましてはまだ確定ができておりません。今後議会におきまして速やかに給与条例提案いたしまして、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 資料で公表されていた給与年額というのは、じゃあ具体的にどのような基準で出されたものなんですか。ソースというか、お伺いできたらと思うんですが。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 昨年度の12月に特別委員会を開いていただきまして、出させていただきました病院の事業計画に基づきまして出ている数字というふうな、そこから出ている数字ということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） そんなことは僕わかっていますよ。だって、そこから、それを見て質問しているんですから、出てきたその給与水準の金額のソースを聞いているんです。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 繰り返しになりますけれども、現時点において作業中でございますので、今速やかに給与条例を出してご審議いただきたいというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次行きます。

独立行政法人野洲市民病院の職員採用等の承認等、法人ルールの適切な運用についてお伺いしますが、職員採用等は理事会承認事項として理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 理事長の承認事項であり、理事会の承認事項ではないというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 理事長の承認事項であるというふうにお答えいただいたんですか、済みません、そういうことですね。わかりました。

では次28番行きます。

採用にあたり、事実上の後追い承認が行われ、結果として人員管理が適切にできていないことは避けなければならないと思います。パート職員、業務委託も含め、その管理ルールを再確認し、ルールに基づき実施していくことが求められます。独立行政法人野洲市民

病院ではどのような制度となる予定か、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 後追い承認という意味がわかりませんが、全ての意思決定にあたりまして、適正な運用により決定または承認されるものと考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、先ほど理事長承認とおっしゃったので、理事長の承認なしに職員さんが現場で採用されたりとか、そういったことはないというふうに理解してよろしいですか。回答をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのとおりでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

病院傘下の各事業所の独立会計の意義についてお伺いいたします。事業所独立会計は、各事業所のより正確な損益計算書と貸借対照表を作成し、その情報を公開し、事業所の経営管理責任と権限を明確にすることで分限管理を推進し、経営をより実態あるものとするものであると思いますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 病院傘下の各事業所とは何を想定されるのかわかりませんが、例えば篠原の訪問看護ステーション、あるいは訪問リハビリステーションあるいは居宅介護支援事業、そういったことでありましたら、収益につきましては医業外として整理するというものでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、質問でしてあります例えば各事業所ごとに正確な計算書、貸借対照表を作成され、公開されるということはされるのかされないのか、そのあたりはどうですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今、先ほど答弁いたしましたように、医業外収益として

整理するということになります。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、僕はこの質問に関しては他病院の事例を参考にして通告はさせていただいたんですが、じゃあ今回この本病院計画においては私が申し上げた事業所別の独立会計の提案というか、お伺い内容については採用しないというふうに理解したらよろしいですか。今聞いているとそういうふうにもとれたので、まだわからないのであればわからないと答えていただいたら結構です。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ご質問の意味がよくわかりません。

○10番（稲垣誠亮君） 書いているからわかるじゃないですか。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員、もう一度確認して下さい。

○10番（稲垣誠亮君） そのまま書いているので、普通に理解できると思うんですけど。

○議長（矢野隆行君） もう一度繰り返して下さい。

稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） なので、今傘下の事業所ごとにその損益計算書と貸借対照表を作成されるのかされないのか、端的に答えていただいたら結構です。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 傘下というのがよくわかりませんが、先ほど言いましたように篠原の各事業所をおっしゃるならば、1つの貸借対照表で収益は医業外収益としての調整というふうになります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ちょっともう少し僕も勉強させていただきます。

では30番行きます。

部門別損益管理導入についてですが、単に不採算部門をあぶり出すことになるのではなく、部門責任者の経営管理能力の向上や経営構造の分析と改善、部門ごとの損益予算を立てて部門別月次決算評価を行い、予算管理にも期待できるため、整備を図るべきだと考えますが、その点お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 部門別の分析ということで、診療科ごとの分析というふ

うに認識しておりますが、一般的にもちろんするものであるというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

現民間野洲病院から本市に提出されている決算書以外に、他の目的で作成されている財務諸表は過年度を含め存在しているのか、例えば一般論ですが、銀行提出用等が考えられると思いますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ないと聞いております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では行きます。

3月定例会において現民間野洲病院への資産調査、DDに入り、監査法人に依頼を検討するとの議会答弁がありました。平成30年度後期に開始し、前寺田政策調整部長より、希望的観測だが平成31年3月までに終えたいともありました。その後、本議会の閉会中の間の出来事で私市民病院整備課の方には質問事項がたびたびあるのでお伺いさせてもらってはいるんですが、病院整備課長補佐と数回お話をさせていただいたんですが、お話をしていると、その中で実施の検討がなくなったように聞いて、市民病院整備課による資産調査に決まったというふうに僕は聞いて理解はしているんですが、その理解前提が間違っているのであればご指摘いただきたいんですが、この資産調査の状況、開始時期についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 資産調査のことです。資産調査につきましては、野洲病院が今台帳を整備されておられますので、その情報をもとにして現物等を確認しながら現在実施をしているところでございまして、特に問題なく職員で対応できる範囲と今判断をしております。

なお、資産価値などの評価につきまして、包括的承継を行うとしておりますので、あえて費用を投じてまで専門機関等に依頼して調査を行う必要はないというふうに考えておりますが、どうしても専門的見地が必要になった場合につきましては随時対応していきたいというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 例えば、今随時対応というのをもう少しどのような対応なんですかね。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 野洲病院がお持ちの例えば固定資産台帳等で資産評価ができるというふうに考えておりますが、どうしてもその中で判断しにくいものがあれば、専門的な見地でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ33番で次で聞いてもよかったんですが、その専門的な見地というのは外部の機関なんですか。どちらに、病院システムさんに聞かれるんですか。どちらの方に会計上のことは聞かれるんですか。また新たに契約されるのか、そのあたり含めて答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現時点では決まっておりますが、ちょっと資料を持っておりませんので、今野洲市病院事業市立化及び地方独立行政法人化課題調査業務というのを今発注する予定でございまして、その中で場合によってはお願いする可能性としてはあるかなというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今の部長答弁は、あずさ監査法人に今進めている話ですよ。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのとおりでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕、その件に関して市の今指名業者って3者監査法人入っているんですけど、そのうちの2者の方とちょっと話をしたんですけど、今部長がおっしゃっているその調査というのは独立行政法人の法制度、そういったような実際に入札要件を公認会計士の方に見せて伺ったんですが、ちょっとずれた答弁をされていると思いますよ。僕が聞いているのは資産調査の話であって、独立行政法人の移行への法制度の運営についてのことだと思うんです、その今聞いているのは。だから答弁ずれていると思うんですけど、なので、僕会計士と話していて、あれ、これちょっと会話がずれているよねといって話をしたところだったんです。そこをもうちょっと詰めて答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 私先ほど言いましたように、その法人の話でもしずれて、私もちょっと認識不足のところもありますので、ずれているかもわかりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） なぜといいますか、この資産調査の話で病院整備課と話しているときにその話を持ち出されたんですよ。あれ、でもこれは資産調査のこととは、監査法人で依頼するという話を前の議会ของときにしていたので、それと誤って取り違えはったのかなとは思ったんですが、その入札の話と、この民間野洲病院の資産調査の話は全く違う次元の話だと思うので、そこはもう少し調べた後で構いませんので、報告していただけますか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） いずれにしましても、職員でできる範囲と考えております。そういった場合、そういったことが起こりましたら、また報告させていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次行きます。

かぶるかもしれませんが、同資産調査にあたっては極めて専門的な知識が求められる場合があると思います。適切に完了することができるのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 職員で適正に完了できると考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次行きます。

診療報酬に影響する急性期における平均在院日数の推移ですが、平成28年度から過去5年の各年度の現民間野洲病院の一般病床の平均在院日数をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現野洲病院の平均在院日数でございます。平成24年度が13.6日、平成25年度が13.5日、平成26年度が15.1日、平成27年度が15.2日、平成28年度18.7日となっております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では次行きます。

診療報酬に影響する急性期における平均在院日数の推移ですが、平成28年度の野洲病

院の一般病床の平均在院日数はさっきお伺いしましたが18.7日であります。現在の収支計画では、平成33年度の16.2日、そして34年度には15.6日、35年度には15.1日、36年度には14.5日、37年度には13.9日と目標数値を立てていますが、その積算方法についてお伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 野洲病院の平成26年度の実績から、厚生労働省の医療施設調査の平成21年度から25年度にかけての全国における一般病床の平均在院日数をもとに算出した減少率を考慮して算定をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） その厚生労働省の今データをとられたとありましたが、その厚生労働省のデータは例えば自治体病院、例えばとは今回の独立行政法人野洲市民病院に極めて近い200床近い病院からデータを推移されたのか、それとも例えば徳洲会とか割と私立系の病院とか、そういった全ての病院から割り出したものなのか、そのあたりについてお伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） この資料につきましては、病床規模の区分はないというふうに確認しております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 部長、そうであれば、やはり本市の状況に近い病院のデータを抜粋した上で掛け算して積算するのがやはり本来のあり方だと思うんです。だって、このデータの数値の割り出しだと、本当に民間で厳しい、民間でやはり生き残りをかけて必死ですから、それが市民病院が必至ではないと言っているわけではないんですが、やはり民間のデータと含めた連合艦隊の情報を積算するのではなくて、やはり自治体、200床近い本市に近い病院から抜粋して積算するべきだと思います。やはり、例えば例の新病院効果についても、掛けている新病院効果の数値を掛けている、また別件ですけどありましたけども、あれも公営企業の年鑑から6病院、本市に近い条件を抜いて積算しているはずなんです。なので、やはり何か都合のいいところだけまたデータをとっている部分がやっぱり僕見え隠れするので、やはりここはより正確なデータを立てるためにも、本市に近い病院の数値から割り出して掛けること、別にそんなに大した労力を必要としないので、それをちょっとしていただきたいんですが、どうですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今積算しております厚労省の資料に基づいて分析しているということでございますので、合理的であるというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） だから、それを聞けば積算できるわけですから、よりデータが正確になるんじゃないですかね、どうですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） いずれにいたしましても、もう少し段階が進みますと医療収益等々、入院日数もそうなんですけれども、そういった全般的な収支計画の見直しも必要になってくるというふうに考えておりますので、その時点におきましては、またそういった数値についてお示しをしたいというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

平均在院日数の短縮に向けた一般病床、地域包括ケア病床、回復期リハ病棟のベッドコントロールに際し、現民間野洲病院の現状、そして独立行政法人野洲市民病院では期待される改善点をお伺いいたします。これらについては、患者のベッド転嫁、退院日決定等に関する医師以外の権限移譲の有無等についてお伺いできればと思います。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） ベッドコントロールにつきましては、現在の野洲病院では院内で連携されて取り組まれておるというふうに確認をしております。

市立病院におきましては、患者サポートセンターにおいて各部署と連携をしながら一元管理をしていくというふうな計画になってございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いやいや部長、連携されて取り組まれる、当たり前じゃないですか。具体的に現状を聞いたんですから、連携して取り組んでないわけじゃないじゃないですか。もう少し特徴というか、努力されている点とか、そういった点を含めて現状をお聞きしたいのであって、もう少し答弁をいただきたいんですけど。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 詳細については承知はしておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では次行きます。

独立行政法人野洲市民病院の医療機能評価、ISOの取得予定についてお伺いいたします。また、現民間野洲病院での状況についても重ねてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 医療機能評価及びISOの取得でございます。現時点においては検討をしておりますが、理事長をはじめとする法人の経営陣において検討、決定されるものと考えております。

それと、現野洲病院では取得はされていないというふうに伺っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では最後行きます。南口周辺整備構想についてですが、商業施設に関して本年3月定例会において、市場調査の結果、民間事業者からは前向きな意見をいただいているということでしたが、現在の進捗状況について改めてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 駅前南口周辺整備構想の中の交流商業施設の進捗状況というご質問でございます。

民間事業者からいただきました意見も参考にしつつ、今後国土交通省の先進的官民連携支援事業への申請を行いまして、それが採択されましたら、これを活用しながらより精度の高い事業スキームの検討を行う予定でございます。今年度中に方針決定し、議会の方にお示しをしたいというふうに考えておりますし、もし補助金がだめな場合におきましても直営で作業を進めたいというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、まだ具体的にその業者とかデベロッパーとか、そういった選定とか打ち合わせに入るような段階までにはまだ入っていないと、まだ未計画であるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現時点ではそのような、まだそこまでは進んでいないというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、先ほど先進的と言いましたが、国土交通省の先導的官民連携支援事業ということですので、ご訂正の方お願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

じゃあこれで、ちょっと興奮気味になってしまったんで済みません。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） それでは、暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第11番、山本剛議員。

山本議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。私はLGBTについて質問をいたします。

最近LGBTという言葉をよく聞きます。皆さんもお聞きになったことがあろうかというふうに思います。マスコミでもよく取り上げられるようにはなってきているというふうに思っております。

LGBTとは、セクシュアルマイノリティーを指す言葉で、Lは女性同性愛者であるレズビアン、Gは男性同性愛者であるゲイ、Bは両性愛者であるバイセクシュアル、そしてTは出生時に診断された性と自認する性の不一致であるトランスジェンダーで、それぞれの頭文字をとったものがLGBTです。

近年、生まれながらの性別に捉われない性別のあり方が見直され、世界中で同性間の結婚や結婚と同様の権利を認める動きが活発化してきています。セクシュアルマイノリティーということで、少数者ではありますが、電通ダイバーシティ・ラボが2015年に約7万人を対象に調査したところ、日本には約7.6%のLGBTの人たちが存在する結果が出ました。血液型でいいますと、AB型の人が日本人では9%から10%というふうに言われておりますから、これに近い数値というふうにも言えます。また、例えば小学校で例えば1クラス30人のクラスであれば、2人強の子どもがLGBTであると推計ができます。こうして考えると、決して少なくはないとも感じられます。

そして、LGBTにおける最大の課題は、社会の無理解や無知、予断や偏見であるというふうに思います。そうした社会状況であるから、LGBTの人たちはなかなか自分がLGBTであるとカミングアウトすることができにくいということでもあります。

社会における予断や偏見などがなくなれば、LGBTであることを隠す必要はありません。芸能人や文化人、スポーツ選手の中には、自分がLGBTであることをカミングアウトしている人もいます。平昌オリンピックでは、フリースタイルスキー男子のアメリカ人選手ガス・ケンワージーさんが恋人の男性にキスをしたシーンが生放送されたことも話題になりました。けれども、一般的にはまだまだカミングアウトしづらい状況があると思います。

私の友人にもトランスジェンダーの人がいますけれども、家族に自分がトランスジェンダーであると打ち明けるのにも長い期間を要したというふうに語っていました。一番身近な家族に対してさえなかなか打ち明けられないということは、家族も社会の影響を受けてLGBTに対する無理解があるからだというふうに思います。やはりポイントは社会意識であるというふうに考えます。

2016年に日本労働組合総連合会が実施したLGBTに関する職場の意識調査によりますと、職場に同性愛者や両性愛者がいることに抵抗を感じる人は3人に1人というデータがあります。また、男女別に見ると、抵抗を感じる人の割合は男性が女性の約2倍となり、40代、50代と年代が上がるにつれて高くなる傾向があります。また、子どもの社会においてもLGBTの子どもたちへのいじめが存在します。

2017年3月、日本政府はいじめ防止基本方針の改定を行い、LGBT生徒の保護の項目が初めて盛り込まれました。これに先立ち、2016年には教職員向けにLGBT生徒への対応を記した手引も発行しています。また、2015年に東京都渋谷区議会で同性カップルに対し結婚に準じる関係と認めるパートナーシップ証明の発行が可決されたことを皮切りに、幾つかの市町村で実施されるようになりました。札幌市は今年1日、パートナーとして宣誓した性的少数者、LGBTのカップルに携帯用カードの交付手続を始めました。入院などの緊急時や不動産を契約する際に、関係性を証明できるよう工夫しています。札幌市は、昨年6月1日からパートナーシップの認証制度を始め、開始から1年間に全国最多の42組が宣誓しています。これは国内の自治体で6番目ということであり、人口規模でいいますと最大の市であります。

ちなみに、この制度があるのは東京都渋谷区、世田谷区と三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、

那覇市の5自治体です。通常交付する受領証はA4サイズですけれども、緊急時に2人の関係性を示すものが欲しいとの声で希望者にカードを渡すようにしたということでもあります。これは名刺ほどの大きさで、2人や札幌市長のお名前、交付日の他、趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたしますというふうに書かれております。この日、午後3時半までに17件の予約があり、4組が宣誓をしました。

このように見てきますと、LGBTは子どもから大人まで、全ての世代に関わることであります。LGBTであることを隠さないで済む、ありのままの自分で暮らせる社会づくりが今求められています。野洲市にもLGBTの人がおられ、決して人ごとではありません。

そこで、下記のことについて質問をいたします。

まずはじめに、LGBTに関する認識についてお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 改めまして、議員お皆さん、おはようございます。

それでは、山本議員の1点目のご質問でございますLGBTに関する認識についてということでお答えをさせていただきます。

LGBTは調査方法などにより異なりますが、人口の5%前後と推定されておりまして、多様性を尊重する社会が求められている中で、同性愛者や体と心の不一致など、性についてもその多様性を尊重することの重要性が指摘をされまして、触れられることが少なかったLGBTに関する理解と認識や支援の必要性が求められているところでございます。

LGBTの方々への理解を深め、そうした性的指向等を理由とした偏見や差別をなくすため、これらに関する正しい知識の教育や啓発活動、人権相談などの取り組みが必要であると、このように認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただきましたように、今日多様性を認めるということがよく言われておりまして、お答えいただいたように、性についてもそれは同様であるということでもあります。認識につきましては、きちんと認識いただいているなということが今わかりましたし、正しい理解を深めることが重要というふうにお答えをいただきましたので、その方向で今後取り組み等も進めさせていただきたいというふうと考えております。

それでは、2番目の質問ですけれども、LGBTの窓口はあるのか、なければつくるお

考えはあるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、2点目のご質問でございますLGBTの窓口はあるか、なければつくる考えはあるかということでお尋ねでございます。

LGBTに特化した窓口を設置する考えはございませんが、性的マイノリティーに関する人権、それに関する啓発や相談につきましては、人権施策推進課が窓口となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 特化した窓口はないということで、これは私も事務分掌等見ましてもLGBTという文字の記載はなかったというふうに思っておりますし、そうしたら所管はどこかと考えたら、やはり性に関する人権ということになるかということで、今お答えいただいた人権施策推進課というところが一応窓口になるのかというふうに思いますし、そういうふうにお答えもいただきました。

ただ、やはり私は現在のところ特化した窓口はないということですが、やはり窓口はあるべきやというふうに考えますし、できましたら、やはり事務分掌にでもそのことは文言として記すべきかなというふうに考えております。

また、恐らく今まで表面化してこなかった課題、非常に水面下で課題としてはあったんですけれども、今まで表面化なかなかしてきづらい、非常にプライバシーにも関する問題でもありますし、デリケートな課題であるということで表面化しにくかったという部分があるかと思うんですけれども、これからやはり状況が変わればそういった課題も表面化してこようというふうに思いますので、やはりその窓口は必要やというふうに考えておりますので、そういった方向で取り組みをしていていただきたいというふうに考えます。

それでは、次の質問なんですけれども、パートナーシップ認証制度の導入についてお考えを伺います。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございます。パートナーシップ認証制度導入についてということでお尋ねがございますので、お答えさせていただきます。

パートナーシップ認証制度導入につきましては、現在のところ導入の予定はございませ

ん。認証制度導入よりも、まずは市民の皆様へLGBTについての正しい理解や認識について啓発していくことが重要であると、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 今は導入の予定は考えておられないということで、その前に正しい理解、知識を持っていただくということで啓発に努めるということで回答いただきました。

私もその今お答えいただいた回答は妥当であるというふうに思います。先ほどありました札幌でありますとか渋谷でありますとか、近くでいいますと三重県の伊賀市でありますとか、そういうところもいきなりこういう制度が導入されたということは私も決してないと思います。恐らくいろんな取り組みをされて、今部長お答えいただいたように、正しい知識と理解を一定広めて、そういう素地があってこの導入に踏み切られたということですので、今のところ野洲市においてはちょっとまだ下地をつくるという段階であるというふうに考えますので、そうした下地をこれからしっかりとつくっていただきたいと思いますというふうに考えております。

そこで、その下地の部分に関わってなんですけれども、4つ目の質問なんですけれども、LGBTに関する職員及び教職員への研修についてお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、4点目のご質問でございます。LGBTに関する職員及び教職員への研修についてということでございます。

本市では、野洲市職員能力向上のための基本方針に基づきまして、人権研修を含むさまざまな職員研修を実施しているところでございます。LGBTに関する研修はこれまで実施はしておりませんが、今後人権研修のテーマとしてLGBTに関する内容も検討していきたいと、このように考えてございます。

また、教職員の研修につきましては、滋賀県教育委員会人権教育課から全教職員に配布をされました研修用資料リーフレット「性の多様性を考える」によりまして、各校園所におきまして性的マイノリティーの子どもが安心して過ごせる学校、園づくりについて研修を進めておるところでございます。

さらに、8月に開催予定の平成30年度野洲市人権教育研究大会におきまして、国や自治体のセクシュアルマイノリティー理解推進啓発事業に従事をされておられます宝塚大学

看護学部教授の日高康晴先生から、性的マイノリティーの人権課題と最近の動向について、学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち、児童、青年期における性的指向と性別違和について講演をいただくことになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 研修計画に基づいてLGBTについても研修をしていただくと、教職員の方については既に校園所で行われているという回答でしたけれども、今まで研修されてこなかったということで、これから研修をぜひしっかりと行っていただきたいというふうに思いますし、できましたら、やはり私はまず当事者の方を講師に招いて研修をしていただきたいというふうに考えます。

研究者の方等の講演等もそれはいいと思うんですけども、やはりその当事者の方がどういふような思いでおられるのか、どういふようなことを願っておられるのか、そういったことを特に公務員の方にはきちんと受けとめていただきたいというふうに思いますので、これから研修されるということであつたら、ぜひ当事者の方、カミングアウトしていろいろな講演活動されている当事者の方、結構今おられますので、学校の先生でありますとか弁護士さんでありますとかおられますので、ちょっとインターネット等で調べていただいたらすぐに何人かの名前は上がるかと思しますので、そういったことでよろしくお願ひしたいなというふうに思いますし、特に校園所のことも今ちょっと答えていただいたんですけども、やはり校園所でいいますと、どうしても子どもたち、大人もそうなんですけれども、まだまだこのLGBTだけではないんですけども、自分と異なるものを排除したり差別をしたり、いじめの対象にしたりとかいふようなことは本当に残念ながらよくあることです。また、LGBTの児童・生徒、やはりややもするとといいますか、やっぱりいじめのターゲットになりやすいという傾向があります。このことは教育長もよくご存知だというふうに思いますし、そういった面ではいいますと、そういったLGBTの児童・生徒がそういったいじめの対象になつたりしないように、これからはしっかりと校園所の先生方にも研修をしていただきたいというふうに考えます。

また、今年の市人協大会ですね、市人協大会で宝塚の大学の先生が来てお話をしていただけということですので、行政の皆さん方もそれから教育委員会の皆さん方にもぜひ参加をしていただきたいというふうに思います。私もぜひ参加をして話をお聞きしたいなと思います。宝塚も先ほど言いましたようにパートナーシップも導入されているというところ

ろで、そういったお話も聞けるのではないかなというふうに考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問なんですけれども、LGBTに関する市民への啓発についてお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、最後5点目でございます。LGBTに関する市民への啓発についてということでお尋ねでございます。

今後、広報やホームページなどで広く市民の皆様にLGBTに関する啓発を行っていくことが必要であると考えております。

また、地区別懇談会などで活用していただく啓発用教材にもLGBTに関するDVD等を購入しまして、広く活用していただく予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本剛議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。今まで取り上げられなかったテーマということで、今後しっかりと啓発していただくということでご回答をいただきました。本当に今までいったら水面下に隠れていたような課題と、それがようやくちょっと浮上してきたなというようなことです。

先ほどもちょっと申し上げましたけど、平昌オリンピックのときでも外国の選手では先ほど申し上げたようなことがありまして、性の多様性というようなことでいいますと、やはりまだまだ私たちの意識は遅れているような部分がありますので、これから東京オリンピック・パラリンピックも控えておりますので、そういった意味でいいますと、私たちにもそういった多様性を受け入れるような意識が求められているなというふうに感じます。そういった意識をつくっていく、そのためにはやっぱり市民さんへの啓発というのは不可欠ですので、先ほど部長お答えいただいたように、ホームページやDVDや、あるいは地区懇でもこういったテーマを取り上げていただいて、正しい知識と理解を深めていただくとお願いをして、私の質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第3号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 皆さん、改めて、おはようございます。

今日、課題、私4つの課題について質問させていただきます。

まず最初に、生活保護行政についてです。

野洲市は、生活困窮者に寄り添い、全国的にも誇れる対策を進めるまちです。しかし、国の相次ぐ制度改悪のもとで、現場の福祉事務所は激務であり、精神的負担も大きく、職員の皆さんは一生懸命対応されているとは思いますが。

皆さんご承知のとおり、生活保護は憲法25条に基づき、国が生活に困窮する国民に必要な保護を行い、最低限度の生活を保護し、その人の自立を手助けすることを目的としています。

今日、格差と貧困が広がる中、誰もが病気や事故、失業などで突然生活が立ち行かない事態が起きたとき、これを保護し、生活を保障することを定めているのが生活保護制度です。当然、このような立場で野洲市、すなわち福祉事務所は保護行政を進めなければならないのは言うまでもありません。

そこで、以下の質問をいたします。

しおりとホームページ記述掲載につきましては、改定前の記述に不適切な表現、つまり生活保護のしおりが申請をためらうような不適切な記述があると京都新聞で報道され、去る4月25日、滋賀県は県下各市で改善を行うよう求めましたが、この指示は野洲市の記述が関連したものと思われまます。

改定前のしおりでは、出産扶助において、独身女性の場合は妊娠が判明した時点で子どもの父親からの支援が受けられると判断し、生活保護が廃止される場合がありますと書かれていました。また、ホームページの記述では、親子、兄弟姉妹等から援助してもらえよう努力して下さいとありました。これは不適切なことであり、あたかも独身女性の父親や親、兄弟姉妹に援助を受けるべきが優先されるような誤解を招く書き方でした。厚労省資料でも、生活保護制度では扶養義務者の扶養は受給する要件、前提とはされないとしています。

また、しおりでは世帯にある資産、預貯金、生命保険、自動車、土地、建物は活用することと断定しています。しかし、厚労省は処分するより所有している方が生活維持等自立の自助に効果がある場合は保有が認められるとして、資産保有容認の範囲を定めています。そのことを紹介しないで断定しているのは、明確な間違いです。これは自動車の保有についても同様で、障がい者の方や通院、通勤で不便地では認められます。

生活保護は、まさに最後のセーフティーネットであり、憲法に定める保障と権利です。生活困窮者に寄り添うような記述でなく、申請や相談をしようと思う人がためらうような

記述は許されません。

そこで質問いたします。

野洲市福祉事務所として、憲法25条に基づく生活保護制度についてどのような認識、見解を持っておられるのかを問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 失礼いたします。

それでは、工藤議員のご質問の1番目、生活保護制度の福祉事務所としての認識、見解についてのご質問にお答えいたします。

生活保護制度は、憲法、また生活保護法に定めのあるとおり、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障すると共に、自立を助長することを目的として行っているものであると認識しており、法の規定に基づいて適正な運用、支給に努めているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

改定前のしおり並びにホームページの内容記述は、なぜ今回問題になりましたこのような内容になっていたのかを問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、生活保護のしおり、ホームページの記載内容のご質問にお答えいたします。

生活保護のしおりにおいて、新聞報道されました独身女性の妊娠、出産、また車の保有、使用の記載につきましては、かねてから保護世帯において未婚の女性、母子世帯の母親が妊娠する事例や、身体の原因や公共交通機関がなく、通勤に支障が生じる場合などで、車の保有、使用を認める場合がありますが、そうした事情がないにもかかわらず車の使用が見受けられたことから、注意喚起のために記載内容を改定し、生活保護制度が適正に運用できるよう、相談時や受給中において特に留意いただきたい事項として追記したものでございます。

まず、独身女性が妊娠した場合の件につきましては、通常、その子の父となる人、すなわち民法上の扶養義務者の存在が推定されます。生活保護の適用においては、扶養義務者の生活上の扶養の能力により、その支援が優先されます。

また、車の保有、使用の件につきましては、車の保有で車検や保険代等の維持経費がかかり生活を圧迫すること、また、万一交通事故を起こした場合、相手の損害に対して多額の賠償経費の負担が生じる可能性もあることなどから、生活保護を適用する上では原則として禁止されているものでございます。

これら、いずれの場合もその当時の生活保護の適用や運用において事例を踏まえて丁寧にお伝えした方がよいと判断し、記載をしていたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 再質問については後でまた他の課題と共に関連事項がありますので、そこで質問したいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、改正されたしおりですが、不適切と思われる多くの部分は一定改善されたと思います。しかし、しおりやホームページは、もうこれ以上何ともならない人がわらをもすがる思いで初めて行政の門をたたくわけでありますから、もっと申請者や相談者の立場に立つことが必要だと思います。最初にもっと生活保護は憲法25条に基づく権利であることを強調し、単に制度説明でなく、とにかくお気軽にご相談下さいと語り口調で案内することが重要と考えます。とにかく当事者は本当に困っているが、それでも行政への敷居は高いのです。資産、能力、その他の活用項では改善されていますが、援助、他制度の活用項では、受けられる援助として親族からの扶養と記述されています。これは、先に問題であるとした内容と同じです。もちろん、親族からの援助もあり得ますが、多くの場合、諸事情により受けられないから行政に頼りたい。これについては、少なくとも受給条件ではないと書くべきと考えますが、見解を問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、親族からの扶養に関するご質問にお答えいたします。

親族からの扶養についての記載につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、生活保護制度を適用、運用していく上で誤解のないように丁寧に説明する必要があると判断したことから記載していたもので、議員のご質問にある受給条件ではないと書くべきとのご指摘に関しましては、それを記載することはかえって扶養義務者からの支援の有無に関わらず扶助を受けられるととられかねず、生活保護法で規定される他方、他者から

の扶養が優先されるとする規定からすると誤解を生む可能性があることから、逆に記載すべきでないと思えることの方が適切かと考えております。

なお、改定後の記載内容においても、扶養が受けられる場合は受けられる援助として、法の規定にのっとり生活保護に優先することを伝えており、例えばDV被害に遭っている母子世帯における子の父である扶養義務者からの援助が事実上受けられない場合まで、援助を求めることを義務としているものではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 私がここで質問させていただいているところで、非常に大事な点が、本当に相談に来られる方、せっぱ詰まったのことでこの行政の門をたたくということになるわけですが、そこでその方たちが本当に気楽に自分は困っているからということで相談できる、そういう体制をとっておくべきで、もしその方たちが援助等での規定に外れるようなそういうようなことがあれば、窓口でそこで判断をして説明をしてあげたらいいのであって、もっと本当にこの方たちが気楽に門がたたけるという状況をつくっていただきたいということから、受給条件ではないというような言葉を少なくとも明記していただければ、その読んだ人がああ、そうしたら一度行ってみようかと、相談してみようかということになるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再度のお答えになりますが、当方といたしましては誤解を与えることを避けるという判断のもとで書かさせていただいておりますことは差し控えさせていただきます。

もとより、生活保護の相談自体におきましては、対面して相談いただくことが本意といたしておりますし、しおりというのはあくまでその概要を書いたものでありまして、そのしおりで全てをご理解いただくとは思っておりませんし、簡単なこういう扶助があるというようなことで、基本は相談の中で丁寧に説明するのがご理解をいただく本来の姿であると思っておりますので、しおりをもって全てをご理解いただくというのは、ちょっとしおりの性質からしても、それは限界があるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） そのところが少し考え方が違うんですが、相談に来やすいこ

とをしおりの中で書くべきではないかということが私の考えです。そういったことを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

野洲市は、冒頭にも述べましたが、全国に誇れます生活困窮者に寄り添う市として、市長を先頭に市民生活相談課の取り組みが全国の自治体からも注目を受け、絶賛されています。しかしながら、各課横断で取り組むと言いながら、今回の不適切な案内、記述が全体で共有できていなかったことはなぜか、その点で1つ、不適切な記述は市民生活相談課では気づいていなかったのかをお聞きします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 生活保護のしおりにつきましては、窓口等での相談時や受給中の方に対して、生活保護制度の概要を説明するための資料として使用するものでございまして、生活保護を所管する社会福祉課の責任のもとで作成し、配布もしているものでございます。

ご質問の市民生活相談課は、生活保護のしおりの作成には関わってもらっておらず、また市民生活相談課の責任において生活保護の説明を同課が所掌事務として行うものでもございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 引き続き、そうしたら2点目で、今回の問題を踏まえまして、各課横断的な取り組み、これを文字どおり言葉どおり進めるためには、これまでの取り組みというものを検証する必要があると考えますが、見解を問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 今回の件についての検証につきましては、保護制度の担当課である社会福祉課で責任を持って対処すべきものでございまして、独身女性に限定する表現をしていた記載等の内容につきましては、丁寧な説明のためと思って記載していた内容が適切さを欠き、同課の職員がそれに気づかなかったことに問題があったものと考えております。

したがって、今回の事案につきましては、横断的な取り組みというよりも、職員個々の人権感覚としての気づきの問題であり、この感覚を磨いていく取り組み、研修等が必要であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今の答弁で、後の方で述べられましたけども、各個々人というよりか、常にこういった問題については一度発行したものはそのままに置いて、ずっと利用していく、こういうことから今回の問題が発生したのではないかということでは、こういうしおりやホームページ、やはり年に1回なり半年に1回なり、検証の相談なり、課の中で話し合う、または横断的に話し合う、そういったことが必要だということを私の方から申し添えて次の質問に移らせていただきます。

3点目といたしまして、福祉事務所のあり方と生活保護担当の職員体制についてお聞きします。

福祉事務所の業務担当する職員は、生活困窮者に直接接し、その人の保護と自立、将来に責任を持つ業務です。それだけに、職員には強い責任が求められるだけに、苛酷で精神的負担も大きな職場と認識しています。それだけに、十分な保護行政、業務を行うだけの職員体制がなされているのか大事な視点です。

生活保護の職員体制には法律に基づく基準があります。その中で1つ聞きます。現在、本市で生活保護を受ける世帯と人数を、さらに湖南市4市の中での比較を聞きます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、湖南管内4市の保護の現状でございますが、平成30年4月現在の統計報告では、本市では172世帯、237人、草津市が802世帯、1,086人、守山市が167世帯、229人、栗東市が291世帯、449人となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 続けて2点目です。この生活保護世帯を担当するケースワーカーの人数は何名かを聞きます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 本市の生活保護を担当するケースワーカーの人数は4名でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） わかりました。

私の再質問の中ではしたかったのが、社会福祉法では80世帯当たりのケースワーカー

が1人という設置の基準となっているわけですが、今お答えいただきました172世帯であります、この基準というのはクリアされているということで理解させていただきます。

次、3点目ですが、このケースワーカーの方4名の経験年数はいかがかを問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） ケースワーカー4名の経験年数につきましては、2回目の配属の者が1名おまして、その者の通算は本年度で6年目になります。その他、3年目の者、2年目の者、1年目の者がそれぞれ1名ずつとなっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今の2回目の方というのが6年目ということでした。国の方の調査、これは福祉事務所の現況調査であるわけですが、全国平均で見た場合、ケースワーカーの平均年数、1年未満というのが25.4%、1年以上3年未満という方が37.9%、3年以上5年未満が20.8%、5年以上の経験者が15.9%という調査結果が出されております。その調査結果の内容とこの野洲市の場合の経験年数を比較した場合は、経験年数としては十分だというふうにお考えでしょうか、問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 職員の人事につきましては、それぞれいろんな業務、経験を積んでということで、あらゆる仕事についてもらうわけですが、今回のケースにありますように、課全体としてバランスがその中でとれるかということで、経験年数の浅い職員、当然どこの課も発生いたしますが、そういう者がおるところは核となる者を必ず配置しておいて、全体としてのバランスはこれでとれておるというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） そうしますと、先ほど2回目の方がお一人おられて、6年というふうにおっしゃいましたですね。答えていただきました。この6年という方が俗にいうベテランというふうに分けられるわけですが、中での教育問題、そういったことを次の質問の中でまたお聞きしますので、ぜひまたお答え願いたいということで、次の4点目に移らせていただきます。

社会福祉法の15条では、生活保護を担当する査察指導員、ケースワーカーは社会福祉

主事でなければならないとされていますが、本市の場合、この資格状況はどうか、ケースワーカーの資格はどうかを問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 本市のケースワーカーの社会福祉主事の資格の取得状況でございますが、1年目の者以外の者につきましては全て取得しております、1年目の者につきましても今年中に取得するという見込みになっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） わかりました。

次に、5点目といたしまして、担当職員の研修と教育について問います。

今日、安倍政権の生活保護の後退やパッシングの中、国は保護費用の大幅後退や、いわゆる生活保護排除のためと思われる水際作戦が行われています。申請する権利は誰しもあるにも関わらず、窓口相談の段階で申請用紙を渡さなかったことや、国ですら認めていることについて誤解を招く指導が全国的に問題となっています。

この件では、基本は困窮者に寄り添うことはもちろんですが、法的な制度的理解や業務について、それなりの研修が必要と考えますが、この点の現状をお聞きして私の最初の質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 担当職員への研修と教育につきましては、生活保護を担当する職員全てが何らかの研修に参加し、自らの業務の遂行能力の向上に努めているところでございます。具体的には、ケースワーカーにつきましては、新任職員に対する県主催の研修や、経験の浅い職員に対する全国での研修の他、査察指導員、スーパーバイザーと呼んでおりますが、この者の研修、あるいは医療扶助、介護扶助、経理、統計を担当する職員、それぞれの業務ごとの研修にも参加している他、査察指導員からのケースワーカーへの指導、個別の事案の問題につきまして、福祉事務所内で生活保護に携わる職員が参加するケース会議での検討を通して、各担当職員が制度の理解、運用上での対応の研さんに努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それでは、2項目めに移らせていただきます。2項目めは、野

洲小学校のスプリンクラーとプールについてお聞きします。

市内の小中学校におきましては、大規模改修等が計画的に進められていますが、計画案に示されていない諸課題についてお聞きします。

1点目、小学校の野洲小学校のグラウンドのほこり対策としてスプリンクラーが5基設置されていますが、現状の設置数が近隣住民の要請に応える最終的なものかを問います。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、工藤議員の野洲小学校のスプリンクラーとプールについての1点目、スプリンクラーの設置は最終的なものかとのお質問にお答えいたします。

野洲小学校のグラウンドに設置しておりますスプリンクラーは、砂じん、砂ぼこりですけれども、これの対策として平成22年度に設置したものでございまして、利用状況などを勘案し、学校とも協議をした上で、現在トラックの内側をカバーする形で6基設置しております。5基ということですが、現場には6基ございます。

この砂じん対策につきましては一定の効果はあるものの、設置以降も自治会から要望を受けておりまして、現状の設置数が最終的なものではなく、今後増設などその有効性、効果について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今の問題につきまして、当初の予定台数というのが何台だったのかということと、当初の予算計上が全ての対策をとった上の予算計上だったのかを教えてください。あわせて、地域住民ということで先ほども答えられましたけど、その辺の説明の経過というのがありましたらご紹介したいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 当初の予定設置数ということですが、当初幾つ設置するという数を決めているのではなくて、どこまでをカバーするのかというところでの検討がなされたというふうに聞いております。

予算計上につきましては、当時これだけに特化した予算ではなくて、国からの支援があったお金を使っているというものでございまして、予算計上は22年度ということでございます。

それと、地域住民からのということですが、これ自治会から平成28年度に増設

の要望を受けているというところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） これからますます夏場にかけての乾燥が続きます。この砂じん対策、できるだけ早く検討を加えていただいて、近隣の住民の方に迷惑をかけないように進めていただきたいというふうに思います。

次に、野洲小学校のこのプール設備の現状におきまして、プールサイドの傷みが進行して、安全面や衛生上問題と父兄の方々から改善の要望を聞いていますが、当局の判断と、また、計画があれば詳細を問います。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、2点目の1つ目になります。プールサイドの安全面や衛生上の問題と改善についての判断と計画についてお答えいたします。

プールサイドの現状を申し上げますと、フェンス際などに雑草が見られること、それとプールサイドが少し波打っている、いわゆる不陸の状態箇所があるという報告を受けておりますけれども、特に安全面や衛生面において問題があるというところまでには至っていないというふうに考えております。

なお、今後プールの全面改修というのは検討しなければなりませんけれども、現時点では改修年度など具体的な計画については未定という状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 先日、私前もってプールサイドの凹凸があるというところをお示しさせていただいたつもりでございます。連日小さい小学校の低学年がプールを利用してまして、特に低学年の方はプールサイドを走り回って楽しんでおられます。そういったことから、あの凹凸の部分、タイルがとれているところあります。実際段差があるところは、80角ぐらいですか、ああいうのが外れたり、段差があるのは15ミリぐらいの段差が生じているわけです。現実にあそこはつまずくという非常に危険な状態になりつつあるんです。その点で、今部長から問題が余りないような答弁がありましたけど、この問題については簡単な補修でもいいですから、安全面からは何らかの対策をすべきと考えますけど、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 実際にブロックがとれているというようなところもあるというの聞いておりますので、その辺は今年度の補修、修繕費の中で現場を見て適宜補修していきたいと、安全面に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 市長、追加説明ですか。

○市長（山仲善彰君） 何か冷たい答えみたいですが、きちっとやっぱり歴史をきちっと押さえた上で検討いただきたい。砂じんは前からあったわけです。今の野洲小学校はPFIで今も大きなお金を本当に使っています。異常な事態なんですね。本校舎だけやって、体育館は耐震対策しない。それから野洲病院側もほったらかし。私になってから、あえて体育館も、体育館はする予定なかったんですよ。やったわけですよ。そのときに聞いたら、中畑のあそこに持っていこうという内部の意見があったんですけども、結果的に握り潰されて、あそこに存置したわけです。場所は狭い。ですから、なぜ砂じんがあるところに置いておいたのか。これは地域が認められたわけですよ。地域の要望だからあそこに行っただけです。だから、あれだけの10数億でできるのに29億もかけた校舎のときにスプリンクラーぐらいつけておいたらよかったですね。狭い。だから砂じんが家の近くになるわけです。私になってから砂じんの話があったので、ちょうどリーマンショックの経済対策の何にでも使えるお金でとりあえず学校にどこがいいですかと言ったら、あそこをやってほしいということだから、そのときに芝生も検討したんですけども、芝生やってしまうといろんなスポーツに使いにくいということでしたので、巨大投資をした後にわざわざスプリンクラーだけつけにいきました。

プールも同じことでして、一定の手直しはしましたけども、本来ですと、あれだけの巨額投資をして、今もまだ借金を払っているわけですから、そこでボタンがかけ違っているわけです。プールも狭いところに縮こまって入っています。

ですから、今の何か冷たい答えみたいですが、あの後体育館も古い校舎にも結構お金をかけています。その中で最大限子どもたちの安全を守ると。ですから、地域の方も保護者の方もそういった背景で、いわゆる将棋でいえば詰まったところで今何とかやりくりを教育委員会がしているという前提を持って前向きな姿勢でご質問いただければ幸いですので、少しつけ加えておきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 芝のことも過去の歴史の中でお聞きしています。芝は実施すれ

ば大変きれいなんですけども、後の管理が非常に大変だということで断念されたということもお聞きしています。

それで、私の方からは、今ありましたプールサイドのその凹凸ですね、これに関しては毎日今使われる状況です。高学年でもやはりあそこにはつまずく。私自身もあそこを直接見て、大人でもあれはつまずくというような状況にあります。ですから、少なくともそこを一時的に囲むとか、ひどいところがありましたからね。そういった対策をしながら、補修等も計画をしていただきたいというように思います。

それで、次の質問ですが、同じくそのプールの水漏れの問題です。現在、あのプールにつきましては、水漏れがどこからしているかわからないという状況の中で、毎日水は出しっ放しという状況が続いています。この問題についての対策がどういうふうにされていくのかをお聞きします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、プールの水漏れ対策計画についてお答えいたします。

プールの水漏れにつきましては、これまで複数の業者と現地調査を行っておりますけれども、漏れている箇所と原因を特定するには至っておりません。

これを特定し、解消するためには、プールサイドを全面的に掘削するなど、大規模な修繕になってくることや、地下に埋設されています配管、あるいはプールの底面部からも漏水が考えられるということから、対応策の特定が困難な状況で、現時点では具体的な計画の策定には至っていないというところでございますが、今後この課題の解決に向けて取り組まなければならないという認識はしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今お答えいただいたように、水漏れを特定するのは非常に難しいということも理解しております。

そこで、費用対効果の面での水出しっ放しという状況の方を今選ばれているかと思いません。この点の説明が父兄の方等に余り理解されてないんです。出しっ放しでもったいないやないかと、毎日出しっ放しやと。これをとめれば、お聞きしたところ10センチから15センチ水位が下がるというような状況にあるというようにお聞きしていますので、機会があれば、この水がなぜ出しっ放しなのかということはぜひ説明をしていただきたいとい

うように思います。

次に、大きな3項目めの……。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員、これ昼間にかかりますけど、昼一番でよろしいですか。ここでとめたいと思いますけど。3と4がまだ残りますけど。

○13番（工藤義明君） 3と4を取り急いで、私、進めさせていただくようにいたします。区切りだけします。

○議長（矢野隆行君） 引き続き、ではお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（矢野隆行君） 1番でよろしいですけど。再開したいと思いますけど、よろしいですか、一旦切りますけど。

○13番（工藤義明君） はい、うちの団長の意見を聞いておきます。よろしくお願ひします。

○議長（矢野隆行君） それでは、暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それでは、引き続きまして一般質問の3項目めに移らせていただきます。

稲荷神社前の国道8号の信号機改善について質問させていただきます。

県内の信号機は、本年4月で2,392基、これは京都新聞5月28日付に載っております。この2,392基が設置されています。一方、老朽化も進み、交通量が少ない箇所では撤去も行われております。また、必要な場所には設置するとも県警は発表しています。しかし、本年度は新設の予定はないとも伝えられています。野洲市内におきましても、安全性を最優先した場合、新設が必要な個所、例えば例題としてアルプラ前等もあり、要請は行っていますが、実現には至っていません。

今回の質問は、新設でなく、現状の信号機の改善を求めるものです。稲荷神社前の国道8号線の信号機の現状は、地域の方の利用と合わせ、野洲中学校の生徒さんたちの通学路としても重大な関心が寄せられています。さらに、今後大規模な住宅が建設計画され、ま

すますこの信号機の利用者はふえていきます。

今日まで対策を検討されていたことは聞いていますが、中学校、地域住民、新規住宅の建設企業も含めた切実な要求として早急にここの信号機のタイマー設定改善、こちらを強力的に要求していただきたい。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 失礼いたします。

それでは、工藤議員の3番目のご質問、稲荷神社前の国道8号線の信号機のタイマーの改善というご質問についてお答えさせていただきます。

国道8号線と市道小篠原住宅道線との交差点の信号機、野洲中学校のタイマー設定でございますが、一旦設定を行えば変更は行わないものではなく、市内の交通状況、地元の自治会などの要望、また渋滞状況、また市の通学路交通安全対策推進協議会での検討結果などを踏まえて、守山警察の交通課において補正を行っていただいているところでございます。

今回、朝の通学時間帯を含めて現地確認を行いました。朝、信号待ちをされている中学生が1回の青信号の時間帯で渡り切れないことはない状況でございました。

信号機の設置におきましては、交通状況の調査や交差点での形状等の調査、分析の上、安全対策を図るその一方で、交通の円滑化を図る必要もございまして、主要幹線道路を優先して設定されております。

この信号機は、8号線にかかる信号機のため、中学生が渡り切れない状況では今現在ございませんので、タイミングを今以上に長くする補正はかなり難しいとは考えております。今後中学生生徒さんが渡り切れない状況が発生するなど、いろいろな状況があれば、守山警察署交通課に再検討いただくように依頼していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今回答いただきましたけども、今の回答の中で朝の時間帯の例題が示されました。この中学校においても一斉に下校する場合等があります。それと私質問いたしましたこれから行われる住宅地の建設、当初の予定では150世帯でしたですかね、こちらの方の利用する信号はどこかといいますと、やはりこの信号、ここから出入りをされる状況があるわけです。近々この建設が完成すれば、当然そこで今の中学校の生徒

さん以外、また住民の方たち以外もそこに集中されます。状況は大きく変わります。ですから、それらを踏まえた形で市民部として見ていただきたい。非常に信号機については各所でいろんな要請が出されても、簡単に設置がされてないということは重々承知です。しかし、現実に一斉下校されるときは、あそこに自転車に乗った中学生たくさんの方があの稲荷神社前にいます。そのときには先生方も指導に出られています。それもよく知っています。しかし、その信号機で例えば先生がいたとしても、信号が変わる瞬間というのは子どもたちは渡ろうとします。そこに右折、左折の車が待っている。そういったところでは、非常に危険性が伴うという見方を私もしていますし、やはり住民の方もされています。この信号機設置について難しいということをあえて承知しながらも、できるだけこの改善を今の段階から要請をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 工藤議員のご質問の何点かございまして、まず一斉の下校のときでございますけれども、これにつきましては生徒さんが500人ぐらい一斉に下校されるということで、一斉下校のときには学校の先生等も見守りがされているところでございます。あと、これら下校時の危険性、また住宅ができるということでのご心配も確かだと思えます。これにつきましては、特に生徒さんの交通安全につきましては市の通学路交通安全対策推進協議会、これによりまして中学校の生徒さんの安全対策ということで取り組みが行われております。ここにつきましては、警察署の方、また道路管理者である道路河川課、また信号等交通安全を所管しております危機管理課等もございまして、こちらの方で昨年10月も信号機の前で点検等されておられますが、今後も取り組みをされるということですので、こちらの開発の方も含めまして警察署の方も入っておられますので、継続して協議をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今のご質問にちょっと補足をしたいと思います。

稲荷神社前の信号につきましては、数年前にこの通学路対策委員会からの申し出によりまして、それまで何回も申し入れをしていたんですが、やっと10秒間この信号の青信号を延長してもらうということができております。

それから、下校時に関わっては、500名が一斉に下校するのではなく、部活のある場合はまず1年生を出して、次に外の部活、それから最後中の部活と、順番にちょっと時

差を設けて下校するように指導していただいていますし、それから部活がないときはこれも1年生、2年生、3年生と学年ごとにそれぞれ時差を設けて、余り混乱しないようにというふうな指導もやっていただいております。

それから、先生方の見守りにつきましては、野洲小学校の先生方をA班、B班、C班というふうに分けて、まずA班が行ってとか、日によって違うんですけども、A班が最初に行って、次B班が行ってC班が見回りをするとか、そういう形で、あそこの信号だけではなくて、あの近辺をずっと巡回指導するというふうな体制をとってやっていただいております。

いずれにしましても、子どもたちの命、大事なものですから、最優先で今後も指導を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今回答していただいた時差についても検討されているということは、学校の方の話も実は聞いて知っています。しかし、私ここで言っていますように、これからのあの信号の利用者が極端にふえるというのが確実に想定されるわけです。そういったときに、事故が起きた後で対処するというのが遅くなるということで私申し上げています。また、野洲市内から守山の方に抜ける場所をちょっと、三共の方から橋抜けていくところ、あそこの橋を渡ったところでも何回か事故が起きているけども、あそこもなかなか信号がつかない現状が今も発生しているわけです。ですから、事故、よほど大きな事故が起きない限り対処してもらえないのかという声も聞いております。これから機会あるたびにこの信号機の設置、今10秒間の延長もしてきたという実績は示していただきました。ぜひこれから先ももう少し改善の余地があるかと思いますので、ぜひ取り組んでいただくようお願いをしておきます。

それでは、引き続きまして課題4の方に移らせていただきます。

次に、行政と自治会についてお尋ねいたします。

市内の7つの学区にはそれぞれ自治会92が存在しています。地域の方々は互いに協力し合って地域の美化運動や祭り、スポーツ、イベントなど各種催しの企画に参加され、市民生活を送られています。そのまとめ、リーダー役に各自治会長の他、役員の方々が常日ごろから努力を重ねられていることには感謝をし、行政との連携にも力を注がれ、地域住民とのかけ橋の一翼を担っておられることに深い敬意をまず表します。

さて、市民の皆さんの中には、諸事情によって自治会に加入されておられない方もおられます。

そこで、次の質問をいたします。

1つ、自治会は市の下請機関ではなく任意団体とは承知していますが、当局の見解を改めて伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、工藤議員の4番目のご質問、行政と自治会に対する市の見解についてお答えいたします。

市といたしましては、工藤議員と同じく自治会については任意的自治組織であるということ認識しております。

また、自治会と行政との関係につきましては、お互いが自立した立場にございまして、住民の生活向上と地域の発展、よりよい生活環境をつくるために協力する関係が必要であると認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 自治会の方の話を聞きに行きましたときに、ある自治会では脱退された方や会費の未納者の方も実はおられますと。そういった方には役員の方が足を運んで、その方とよく話し合っ、例えば自治会に参加していただくように努力はしていますと、こういったことをされているということ聞いております。

市としても、ぜひこの自治会の役員さんの努力に対してのバックアップ、こういったことが実際私自身もどういったことができるのかなということはあると思いますけども、こういう自治会に対してのバックアップをお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 自治会長様のバックアップということでございますけれども、実際、今のような脱会される方の住民の相談であるとか、加入をしたくないということをおっしゃっている住民の方がいらっしまして、そういうご相談は現に今担当は協働推進課となりますが、伺っております。

また、年数件ぐらいございまして、いろんな解決の事案等もございまして、それをお示ししながらご相談させていただいている状況でございますので、今後もそういったことは自治会の中で悩んでいただかずに、ぜひともご相談をお願いしたいと思います。

らとしては相談して支援はしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それでは、ぜひ協力体制をとって前へ進んでいくようお願いをしておきます。

2点目の質問に移ります。

当局は、この自治会に加入されていない方、また脱退された方も含めましてですが、そこに加入されていない世帯数というのを把握されているのかをお聞きします。

また、その数というものがわかれば、この湖南4市の中での数値と比較した場合に、何かお持ちの数値があれば見解をお伺いしておきます。また、下の方に私参考で書いていますように、各学区の自治会の数も書いております。よろしく回答の方お願いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目の自治会に加入されていない世帯数の把握と、湖南4市と比較した場合の見解についてお答えさせていただきます。

現在、市内の自治会数は市の自治連合会に加入しておられる自治会ということで92自治会でございます。しかし、未加入についての各自治会への調査は行っておりません。市では、自治会の未加入の世帯につきましては、自治連合会に加入されていない地域であるとか、社員寮、もしくは福祉施設の世帯数として把握しておりまして、その世帯数は平成30年3月31日時点で219世帯となっております。

また、湖南4市との比較についてでございますが、4市とも未加入についての各自治会への個別の調査は行っておりませんので、数字といたしましては市の人口世帯数と自治会から申告がございます世帯数とか各戸配布数、これとを比較した数値を加入率として比較したいと思っておりますので、その数字を申し上げます。本市の自治会の加入率は98.8%、草津市は90.8%、栗東市は92.7%、守山市は95%となっております。本市の加入率は高いということでございます。地域住民の皆様の自治意識が高いということを考えております。自治会が組織されることで環境美化や自主防災活動、あるいは地域における課題等への対応も行えているということからも、市としては地域住民の方には自治会へ加入されることを推進していくものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今数字等も報告をしていただきました。率でこの98.8%が高いのか低いのかという判断、確かに難しいところございます。この自治会問題は、先日、約1月前にもテレビのマスコミでも取り上げられまして、各自治会が頭を痛めていることが紹介をされました。

そこで次の質問に移りますが、地域には自治会を通じまして回覧板にて域内のこの連絡事項、市からの情報も回っております。自治会に加入されていない方、こういった方々への対応は現在この野洲市ではどのように行われているのかをお聞きします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問の自治会に加入されていない方の市民への対応についてお答えいたします。

自治会に加入されておられない方の回覧板等の情報提供につきましては、市の対応は特に行っておりません。情報については、地域の掲示板や市のホームページなどでご確認いただくということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 少しちょっと理解しにくい点があったんですが、そうしますと実際に自治会を脱退された方、また加入をされていない方、各マンションとか団体等、先ほどおっしゃった寮とかを除いて個人住宅、そういったところでの加入されていない方への市の連絡事項、自治会で行われているような情報は、本人が申し出ない限りは手に入らないのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） これらの市の情報につきましては、自治会に加入されておられない方は原則やはりご本人さんから申し出ただいてとか、問い合わせをいただいております。お答えさせていただくという状況になるかと思えます。

ただ、自治会によりましては自治会の判断ではございますけれども、地域の情報であったり、例えば県下一斉清掃であったり子ども会であったり文化活動、体育活動、そういったものは情報を提供しておられるという場合もあるということは聞いております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 私は、この自治会というのは非常に大事な組織でもあるという

ことを前提に話させていただいているわけですが、ある自治会に加入されていない方からこういう発言をいただきました。市民として市税は同じように自治会入っていようが入ってまいが納めていますと。なぜ同じような市からの情報、そういうのを与えてもらえないのか。例えば1つの例として私も申し上げたいんですが、ごみのカレンダーございます。あのごみのカレンダーにつきましても、その自治会に加入されていない方、こういった方が手にされるといふケースがどういうふうに行われているのか。例えば守山では申し込んでおけば郵送されるということもお聞きしています。この点をお聞きしたいと思えます。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ごみカレンダーでございますけれども、一部こちらの方で聞いておりますのは、事前に申し込んでいただければ入っておられない方については対応されておられるということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 時間が残り少ないので、もう一つだけそうしましたらお聞きします。

大規模災害等が発生するという事は、この滋賀県においても考えられるわけですが、大規模発生したときに隣近所の助け合いによって助かった命や、精神的支えで活力が得られたということは私自身でなくても多くの方がお聞きになって、また体験されていることをテレビ等でもお聞きだと思います。このようなことから、日ごろから地域コミュニケーションというのは非常に大事だと思います。ぜひこの自治会活動というのは地域とこの市との連携をこれからもぜひ深めていただきたい。特に、入っておられない方の援助の方法がどういうふにできるのかをまた何か検討なり勉強する機会があったら、ぜひ自治会の役員の皆さんと話し合っていたいただきたいということをお願いして私の質問終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第4号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 3番、長谷川です。

野洲市の教育現場におけるいじめ問題について、通告の内容に基づいて質問させていただきます。

いじめから自殺に発展するケースがテレビでよく報道されますが、これは自殺に至った

ので表面化しているにすぎません。つまり、氷山の一角にすぎず、悩み苦しんでいる生徒が他にもたくさんいると考えるべきです。小中学校に通う子どもを持つ保護者の方々の心配も大きいかと思われまます。

そこで質問になってきます。前段の質問者の質問とかぶるところがあるとは思いますが、重複する部分はあるとは思いますが、順次質問させていただきます。

今、野洲市内の小中学校でいじめは何件発生していますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 長谷川議員のいじめの件数についてお答えをいたします。午前中の稲垣議員のときにもお話ししましたが、学校が認知している数、これはいじめの可能性のあるもの、また判断に迷うものも含めましての件数です。昨年度は小学校で164件、中学校で34件、計198件認知しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 調査の頻度に関することになると思うんですけども、今から、この現在ですね、今すぐにアンケートした場合でも、そのいじめを受けていると思われる部分の回答件数は変わってこないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 過去3年間大体横ばいの数字です。200件弱という状況ですので、そんなには変わらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次に行きます。

いじめに対する対策を重要項目として真剣に取り組んでおられますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめは、学校教育の中の最重要課題の1つとして取り組んでおります。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめを把握するための仕組みはどのようになっていますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校では、まず多くは担任が把握するということが多いと思いますので、担任が把握、あるいは担任以外の先生が把握された場合も各学校には生徒指導担当がおりますので、そこにまず集約という形になっております。また、各学校に配置しておりますオアシス相談員、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の把握もすぐに生徒指導担当というふうに、そういう筋道になっています。それから、学期に1回ずつのアンケートとか、あるいは教育相談なんかでも生徒指導担当が全て掌握というふうになっています。それから、その生徒指導が把握しましたら、すぐそれを管理職と相談する。それから学年の先生方と相談するという、これがいじめとしてこれは組織的に動かなければという判断をされた場合は、午前中にありましたけども、いじめ防止対策委員会等を開いて、学校で組織的に対応するというふうなシステムになっております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今ご回答いただきました仕組み、かなりしっかりとしたものだと思いますけども、もう改善の余地はない、ベストだとお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは本市だけではなく、全国的にこういうふうないじめ対策防止法に基づいてこういう組織的な対応をするということになっておりますので、今の段階ではベストというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） ここまでで十分な回答をいただいているんですけども、あえて聞かせていただきます。

学校側の対応の甘さ、仕組みの甘さによって苦しんでいる生徒がいる心配はありませんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 必ずしもいないということとは言えないかというふうに思っております。ですから、日常的に教職員が子どもたちをしっかりと見守って、その感度を上げていくと、そのための研修等を頻繁に開いておりますし、そういう体制づくりも必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次の質問に移ります。

教育委員会内、または野洲市役所内に通報窓口を設け、広く何度も周知するのがいいんじゃないかというような考えを抱いたわけですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 通報窓口につきましては、県教育委員会が子どもから直接電話を受けるこんなカードを配布しまして、県教委が窓口となっているというのを、電話相談の窓口なんですけど、こういうのもあります。それから法務局が設置して、これは人権擁護委員さんが学校を訪問されて、同じようなこういうカード、色は違うんですけども、SOSの電話相談とか、あるいは悩み事相談、手紙という形で出していただくそういう仕組みもございます。

これが県、国のシステムなんですけども、市の教育委員会といたしましては、ふれあい教育相談センターというのがございます。ここはいじめとか、あるいは不登校、また保護者さんの子育てとか、そういう悩み相談に対応していただくということをやっておりますし、それから学校教育課でも随時電話対応をしておりますので、新たに設けるという考えは今のところございません。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今リーフレット、カードの方の紹介をいただいたんですけども、そのリーフレット、カードすばらしいなと思うんですけども、それは野洲市内小中学校の全生徒、あるいは全親御様、保護者の方々に行き渡っている、配布されているものでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 毎年度子どもたちを通じて配布をしております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 前段の回答でもいただきましたけど、あえてもう一度聞かせていただきます。通報を受けた場合の対応手順はしっかり構築され、教員関係者の間で周知されていますでしょうか。もしできましたら手順の概要、ポイントだけでも構わないので、

簡単に教えていただけたらと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 担任が把握というのが本市の場合は多いんですけども、担任がまず把握しましたら、学年、ちょっと小さな学校は1学年1クラスですのであれですが、学年の教師内でまず相談をします。そしてすぐに同時に学校の生徒指導担当者、どこの学校にも配置しておりますので、その生徒指導担当者を入れて協議をします。そして、管理職とも連携をとって、先ほど申しました必要と考えるならばいじめ防止対策委員会を開いて、そこで組織的な動きをしていくということです。いじめの先ほど認知のことでお話しさせていただきましたけども、いじめの可能性のある部分について、丁寧に対応した数が先ほどの状況です。学校でちょっとこれはいじめかどうか迷うという件数も含めて学校は丁寧に対応している、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） ここまでの回答をいただきまして、随分私も大丈夫なんじゃないかという手ごたえはいただいているんですけども、ちょっと細かいところを聞いていきたいと思います。

教員、教職員がいじめの存在に気づいたりした場合に、それを上に上げることによって自身の仕事量がふえるだとか、評価が下がるのではないかということで、表に出てくることを避けるような教師が出る可能性というものはしっかりと摘まれていますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめを発見するということは、子どもたち、教育の中で最重要課題ですので、そのことに関してこの先生はほったらかしとか、そういうことは全くありませんので、それは評価の対象ではありません。1つでも見つけていくということが全ての教職員にとっての任務というんですか義務となっていますので、そこは全力を注いでやっていく。それに関する評価は一切しておりませんし、その気づきということに関して、できる限りみんながその視点を、感覚を十分持てるように研修を日々積んでいるところでございます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 引き続き質問させていただきます。

通報窓口、今ご紹介いただきましたそういったもので通報を受けた後の解決のプロセス

についてなんですけども、特に通報を受けてすぐ初期の段階で、その通報をしてくれた生徒、被害者と言っていいんですかね、あるいは加害者双方に対して秘密、大ごとにならないというような体制がまずは大事なんじゃないかと思います。それはなぜかといいますと、先生に言ったから、窓口に言ったからすぐに大きな話になるという状況では、いじめられている人というのはその先生に言うなというようなプレッシャーを受けているわけで、それによってよりいじめられてしまうんじゃないかという恐怖が先に働くようではいけないと。なので、該当生徒に関わるところに関しても最初のその方策ですよ、方針が決まるまでの間は特に秘密が守られるように、その被害者生徒の方にアクセスしていく必要等があると思います。これがわかるように生徒に示されていないと十分に活用されていないと思うのですけども、そういうふうになっていますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この点に関しましては、その被害を受けた子を守ることがそのいじめ対応の最優先課題ですので、その子をそういう事態が発生しましたら見守り体制で誰かがそのクラスをのぞきにいくとか、そこは担任一人でないような措置を講じる方向でマニュアルというのか、そういうふうになっております。

それから、いじめられた子が自分も悪いところがあったんじゃないかなというふうに思う場合がありますので、そのときにははっきりといじめはする方が悪いんであって、された方は何も悪くないんやでということが確実にその子には伝わるようにしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 前段の質問で、いじめの方を把握したクラス担当の先生がそれを上に上げていく段階で評価ということにはなっていないというふうにお聞きしたんですけども、私からすると、発見したその先生、教員が通報するというのに対して、先生に対してよい点数をあげるというような施策が必要ではないかと私はむしろ考えるんですね。その評価なしというわけではなくて、通報してくれたということに対して、先生が通報してくれたというのはおかしいんですけども、通報を上げたということに対して評価する、評価というのはいい意味での評価をするというのが必要だと私は考えるんですけども、その点、教育長の方はいかがお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いい評価をするということは、逆に評価されない方もおられる

ということですね。このいじめに関しましては、全く評価は存在しないということで学校ではやっております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめが発生して、先ほどの質問でも言わせていただいたんですけども、いじめというものを表面化することによって、クラス担任の仕事がふえてしまうということに関しては、仕事がふえるから、あるいはややこしいことに巻き込まれてしまうということで通報が遅れる可能性というのがあると思うんですけども、仕事がふえないような、あるいは仕事が学校内で共有されるような十分な仕組みというのは先生方にしっかり理解してもらえている状態にありますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめを発見するということは、クラスにとったら1つはピンチというふうに捉えたらというふうに思うんですが、それはやっぱり集団づくりがうまくいってないということのあらわれでありますので、その中で同じような状況が続けていますとますますいじめがエスカレートしたり、あるいは別のいじめが出てきたりします。ですから、そういうことが見つかったということは、それを一番底に、そこから学級集団を盛り上げていく大きなチャンスが来たという捉え方をしています。そのチャンスの捉え方が先生方によっていろいろ違います。学校の先生方に一番大事なものは何かといたら、担任とか教師が一番何を大事にせなあかんかと思ったら、やっぱりハートやというふうに言っています。ただ、ハートといいましてもわからないので、それはやっぱりベテランが子どもたちに対応する中で伝えていくというふうなのをしています。

私も前の野洲小学校でそういういじめがあった場合に、学年で論議して、その生徒指導の会議をやったんですけども、そのときに子どもの対応、保護者対応につきましては、やっぱりそういうようなのを校長自らせなあかんやろうということで、親御さんと子どもさん呼んで、被害者を呼んで直接校長室で謝って、本当につらい思いをさせたんやなということで謝罪をしました。その子どもの気持ちを考えたら、もうそこで涙が出てきて、泣きながら本人と親御さんに謝ったという経験がありますが、そういう場面をぜひとも若手の先生に見ていただくことは、ああ教師がこれだけ子どもにかけているんやということを見せることにつながるというふうに思っておりますので、そういう場面をできる限り各学校でもやってもらうように、校長会等を通じて指導をしております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） すばらしいご経験に感心いたしました。その経験を広く伝えるような機会を持っていただけているということ続けていただきたいと思います。

次の質問に移ります。いじめというのは、非常に複雑な人間関係をいじめる側が構築しているケースというのが見受けられると思うんです。そういうことを教育の現場にいるプロとはいえ、教師が正確に把握するのは難しい場合もあると思うんです。そういうことを考えると、いじめの発生している現場において解決、そういう人間関係を含めた解決をするチームというものを行政側、あるいは教育委員会側が持つ必要があると思います。そういう解決チームが必要だと思われるんですけども、そういう組織というのはありますか。その発生に伴って構成される仕組みというのはあるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどから申しておりますように、いじめ防止対策委員会というのが各学校でその重要ないじめというふうな判断した場合には各学校で持つようになっております。そこには、市で配置しておりますスクールソーシャルワーカーが入ってまいります。そこで子どもたちの集団の人間関係を図に書いて、どういう仕組みの中でこういうふうになったのかということ进行分析しながら、それなら、この子やったらこの先生が人間関係あるから、こちらから話をしようとか、これは別の先生からと、こういうようなので、組織的にどういうふうに動いたらいいのかということ各学校で協議をしながら、組織で対応するというシステムをつくっております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 非常に熱心な取り組みがあるということで私安心したわけでありますけども、そういう事例というものは情報データというんですか、取りまとまっていて、次の対策に生かされるような仕組みというものはあるのでしょうか。前段、前の段階で発生したことが次々に発生していくものと類似したケースというのが出てくると思うんですけども、こういうようなケースがあったということがわかっているならば、次のケースも見抜きやすいと思うんですね。そういう活用されるような、経験で一種継承できていくところもあると思うんですけども、情報として共有されていくような仕組みはありますか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そのことに関わりましては、管理職がずっと経験をしておりま
すし、それから生徒指導担当者もそれをずっと校内の把握、それからそれだけではなしに、
大体小学校は2カ月に1回、中学校は小中入れた会議がありますので、大体月1回教育委
員会のもとに生徒指導担当者の会議をして、いろんな情報交換をしております。そういう
中で継承されていくものというふうに考えております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましても、できる限り同じ人を継続して雇用
するようにして、過去の事例も踏まえながらアドバイスをいただくようにということで、
本市が一番助かっておりますのはこのスクールソーシャルワーカーの助言かなというふう
に思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） いじめを受けている側というのは、その段においてため込んだ
結果かもしれないんですけども、非常に心に重い負担を持っていて、どうにもならないと
いう思いのあるケースがあると思うんですけども、行政としてどういうことができるのか
という限界は私にもわからないんですけども、一種その場所から離れさせてあげる、例え
ば一般社会であれば会社をやめるだとか、そういうことで逃げて、死ぬということまで至
らないような逃げ方ができると思うんですけども、学校現場においてはなかなかそういう
ふうな、やめてしまうという逃げ方というのができないと思うんですね。そういうこと
に対して、例えば転校をするだとか、市内であれば幾つか中学校なら中学校があり、小学校
なら個数があるので、緊急避難的な考え方でもそういう制度というのはあるものでしょう
か。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 緊急避難といたしましては、学校をしばらく休むとか、あるい
はよその学校に移るとか、区域外就学を特別に認めるということは可能です。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。野洲市のいじめ問題、いじめに対応す
る能力は十分に高いということを確認させていただくことができたと思います。今後とも
手厚いいじめに対する対策の方、よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第5号、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。今から一般質問を始めさせていただきます。

まずはじめに、就労・生活支援、農福連携、エディブルシティについて質問させていただきます。

まずはじめに、野洲市においては関係部署は内外機関のネットワークで生活支援、生活困窮者対策におきましては充実した取り組みをされていると認識しております。その上で、次の課題としましては、いかに潜在的な生活困窮者、またはその予備軍の方々に対して早期に有効な支援体制をとれるかというところがあると思います。特に若者世代や今の現役世代が親の引退や介護など、これからどんどん高齢化に伴い課題が出てくる中で、うまく就労ができない、収入が確保できない、社会に適応できないといった負担により、生活困窮やそれこそ自殺などのリスクが高まってくるのが想定できますし、国の制度なども利用して、生活困窮や生活保護にならないように事前に対策をとっていく形が求められます。

そこで、3点ほど質問させていただきます。

まず、こうした悩みを抱えておられる潜在的な生活困窮者になるかもしれないという方々に対して柔軟な就労準備支援事業とか、それを発見するための作業ですとか、そういったことの必要性が考えられますが、野洲市の現段階の現状と今後の方針について伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 失礼いたします。

それでは、田中議員の1番目のご質問、就労・生活支援、農福連携、エディブルシティについての1点目、就労準備支援事業についてのご質問にお答えいたします。

就労準備支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法において任意事業として位置づけられているものでございます。

本市の事業の現状ですけれども、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業、これであります自立相談支援事業と、任意事業でございます家計相談支援事業と学習支援事業、また滋賀労働局との協定により運営しております就労支援事業、これはやすワークでございます。これを実施しておりますして、就労準備支援事業については実施していないという状況でございます。

現在、これら実施している事業を推進する中で、就労に向けての日常生活習慣や社会参

加能力等の形成や改善が必要な方、この方の支援には、日常生活習慣等の支援については自立相談支援事業、これで担っております。また、ビジネスマナーや面接、応募書類の作成や職場見学等の就労に向けた支援についてはやすワークが担っておりまして、相談者の課題に合わせた効果的な就労支援を行っているところでございます。

これによりまして、平成29年度のやすワークにおける就職決定者は延べ141人、その中では生活保護の受給者やひとり親家庭などの方々が多く就労につながっているところでございます。

このように就労準備支援事業は実施しておりませんが、この事業が目的とする一般就労に向けたステップアップ、これについては自立相談支援事業ややすワークの支援により成果が出ているところでございます。

また、見守り活動とおっしゃっていただきましたけれども、見守り活動についてもくらし支えあい条例等によりまして、さまざまな事業所のご協力を得てそういった形で見守り活動をしているところでございます。

今国会におきまして、改正生活困窮者自立支援法が成立いたしまして、田中議員のおっしゃいます就労準備支援事業の実施が求められているというところではございますけれども、市といたしましては現在の枠組みでやっております、この就労支援事業の制度ですけれども、現在の枠組みでは一般就労に向けたステップアップとしての仕組みが整っていないと。また、交通費とか個別給付、これができないために、実際利用者のモチベーションが担保されないなどの課題も上がっておりますので、当該事業を活用するためには、さらなる制度の改善が必要であると考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） よくわかりました。今最後にさらなる制度の改善ということだったんですけれども、これは国が整える制度の改善ということなのか、市が制度の改善をしていくという、どちらかお答えをお願いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） こちらの制度でございますけれども、国の方の制度の改善というところでございます。先ほど申しましたように、交通費が出ないと、やはり継続してその事業が利用できないと。また今回の改正によりまして年齢制限、65歳以下ということになっておったんですが、これは撤廃されていますけれども、実際に生活困窮者といっ

でも社会的な孤立、ニートの方であるとか、ひきこもりの方がいますが、これも対象にされたものの、やはり世帯の資産の収入、これをなかなか緩和されていないというような状況がありますので、やはり制度には課題があるということで、以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今部長おっしゃったように、恐らく今は行けるけど、この先どうなるかわからないというところの対策まではこのままではできないということだと思うので、市としては例えば柔軟な就労環境などを地元の企業とか団体、農業も含めていろんな分野に対して取り組みを求めていくだとか、何かそういったことは行われているのか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 就労に関しましてでございますけれども、やすワークの方で一般就労として支援をさせていただいております。その中で、例えば就労体験のようなものも実施していただけるような企業があれば、こういったこともお願いできるかなというようなことは考えてございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） そのような呼びかけ、就労体験をしてもらえますかとか、そういう企業ありますかというような呼びかけはされているということですか。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 具体的に呼びかけというまだ段階ではございませんけれども、そういった課題があるということで検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） それでは、次の質問に行きます。

最初の質問にちょっと関連するんですけども、今そうした福祉の分野と農業の分野とこの連携が注目されているということがありまして、それを農福連携というふうに書いていたんですけども、要は福祉事業者と農業者が結びつくことで、お互いにウィンウィンの関係で社会参加と社会貢献が同時にできるんじゃないかというようなことがあるんですけども、野洲市においてはそうした農業だけではないとは思んですけど、農業と福祉、産業と福祉、そういった連携ですね、そういった縦割りの枠は多分超えると思うんですけど

ど、そういうところの連携にはどのように取り組まれておりますか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目のご質問の農業と福祉の連携ということについてお答えさせていただきます。

現在、これ就労準備支援事業についてということですが、こちらの方を実施しておりませんので、本市におきましては生活困窮者支援における農業と福祉の連携という取り組みはございません。

なお、障がい福祉の分野におきましては、福祉事業所に通所される方が農作業に従事して、例えばキノコの栽培から出荷までとか、そういった業務を行っている事例はございます。

先ほどもう一点済みません、第1点目の質問で就労体験等のご質問いただいておりますが、これはハローワークと協力して今後行っていく働きかけをしていくということにより、お願いしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今僕が言っている福祉というのは、生活困窮者もやし、障がい者とかいろんななかなか一般的に就労、一般の会社に普通にと言ったらおかしいですけど、勤めるのがなかなか難しい方を今の社会参加という意味で言っているんですけども、例えばハローワークとかでいうと、いったらハローワークに登録されている事業者さんとのということに多分なると思うんです。例えば個人事業主とか、もうちょっと小規模な例えば農業者であるとか、そういったところって、本当に人手に困っているところって実際あって、でもそのハローワークまではなかなかその申請とかしてないよねというところもあると思うので、そういうのはやっぱり例えば農林水産課さんであるとか、そういうところがそういう状況をわかっていたりとか、そことそういう何か福祉とかがうまくマッチすればいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、関連して市民相談総合推進体制の質的向上というのがロードマップにも書いてあるんですけども、そこには生活支援と自殺とか人権とかというところが書いてあって、そこにいろんな他の産業分野とかとの連携もさらに入っていけばいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今おっしゃっております市民生活総合相談のお話かと思うん

ですが、これは市民のあらゆる相談の窓口ということでございまして、生活困窮、福祉、あるいは法律とかあらゆる相談でございまして。ただ、今の就労に関する相談で事業所の相談ではございませぬので、今でいう農業への就労とかそういった形につきましては、やすワークで例えば求人等の募集を、一般求人等の募集をされましたら、そういうふうに対応していけるかなというふうに思っております。また、やすワークでは一般就労の他に、障がい者の求人も受け付けておりますので、そういったところで就労されるという形になると考えております。

以上でございまして。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。地域の事業者さんがやすワークというものをどこまで認識されているとか、そういうのも含めてこれからの課題かなというふうに思います。

では次ですね、今アメリカなどでエディブルシティといって、これはまちの空き地に果樹やハーブ、野菜などを植えていって、みんなが農的なことに関わろうという市民活動であったりだとか、エディブルスクールヤード、エディブルディケーション、これは食育というような観点なんですけれども、学校の校庭で畑をつくって、そこに体系化された食育の授業を組み込んで、食べ物をつくったり実際に体を動かして畑とかをやる中で、理科とか数学とか、何かそういった実際にやったことが勉強したこととつながるといふのをどんどんやっっていこうというような動きがあるんですけれども、そういった取り組みが注目されていまして、そういった農的なことは自然が豊かな野洲において非常に有効な取り組みになるんじゃないかなと思うんですけれども、市としては教育の分野や場所の提供などいろいろ関連づけるところがあると思うんですけれども、どういったことができるのか、またこういった活動があることとかは承知しておられるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、田中議員の自分たちの食べるものを生産するという営みから社会をつくっていくと、そういったご質問でございまして。

エディブルシティのアイデアがアメリカからスタートして草の根運動としてスタートして、いわゆる貧困を背景に自分たちの健康なものをそこでとろうと、そういったようなことを言うてはると思うんです。

そういう意味でいうと、野洲市とはかなり背景が違うというのを前提にしながら、しかしながらその理念、今言われた田中さんの理念というのは非常に大事な話で、自分たちの食べるものを生産する営みから社会との関わりをつくっていくと、ここは非常に大事なことだと考えております。

野洲市において、保育園やら幼稚園やら、あるいはこども園、こういったところで野菜の栽培とか収穫体験とか、そういったことをされていますし、ご存知のように魚のゆりかご水田を通して消費者と生産者、あるいはそこに子どもたちがやって生き物を学ぶとか、いろんな体験をされています。そしてまた、市民農園とかふれあい農園とかいっぱいあります。野菜ソムリエの基地をつくろうと、そういったいろんな活動が多様にあると。多彩にあります。

そういう意味では、議員がおっしゃるような食と社会との関わりという観点から見ますと、この活動は私も結構参加していますので、食が人をつなげて、そして人と人がつながって、そして人と地域社会がつながっていくと、そういった場面を多く見受けられますし、実際そのようにもなっております。

そういう意味でいうと、おっしゃられるように山、川、琵琶湖、田園、そういったところを持つ自然豊かな野洲の中で、そうした活動をさらに広げるということについては大賛成でございますし、それが先ほどの質問でいいますと一層の福祉の向上、そこにある意味働くという、直接はつながりませんが、その体験というのにもつながったりするように思っています。

先ほどちょっとの質問に若干返りますけど、就労は国が根幹の事業でございますから、所管が。そこはちょっと踏まえつつ言っているんですけど、だからやすワークとかハローワークとかあって、例えばそれが就労につながるとなれば、ここ5年でいったら2,800件くらいハローワークから就労されています。例えば障がい者でいうと。そういう物すごく右上がりにはなっておりますので、そういうようなものもあります。その前の段階として、こうした活動というのは非常に大事やと、そういうように思っております。

そういう意味でやっていることに皆さんがこの野洲の豊かさ、おっしゃるとおりリアルに実感できていくと、そういったことにもつながりますので、非常にいいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君）　ありがとうございます。

これに関連してなんですけれども、私は去年まで野洲市の食育委員もさせてもらってまして、その現場に入っていたわけなんですけれども、やはり今は食育というのがちょっと教育よりもどちらかというと健康とかそっちの方に、今は健康福祉部かな、そっちにシフトされているんですけれども、食べることは生きることであるということも含めて、どのようなものをどのように食べるかということは、その人間性とか健康はもちろんですし、その人生結構左右するものになるのかなと思います。そういう意味で、もちろん栄養がどうか、朝ご飯食べた方がいいよとかいうのも大事なんですけども、その根本的な部分をやっぱり教育として体系的に組み入れていく、これを市単独でできるかどうかわからないんですけども、例えば体育というのもフィジカルエデュケーションですか、もともとは多分教育に入ってなかったけれども、やっぱり必要やということが入ったということもありますし、そういう意味ではこのエデュブルエデュケーション、食べるということ、食育も教育の分野としてしっかり体系的に取り組んでいく必要もあるのかなと思いますけれども、ちょっと教育長、その辺はどういうふうにお考えか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君）　教育長。

○教育長（西村　健君）　教育の部分におきましては、数年前にそれまでは栄養士という職員が学校に配置をされておりました。しかし、それが食育とかそういう部分が大事やということで、栄養教諭という採用が少しずつふえてきてまして、栄養士さんも栄養教諭に移られるというふうにもなっております。

本市では、野洲小学校と中主小学校に2名の栄養教諭を配置していただいております。その栄養教諭を中心に全ての小中学校はもちろんです、保育園、こども園、幼稚園に出前授業という形で食育の指導に回っております。非常にこの2名の方一生懸命やっただいてるので、子どもたちの受けとといいますか、非常に好評で、食べることの大切さ、それから命との関わりとか、そういうことを学んでいます。また、給食がありますので、小学校中心ですが、給食感謝週間というふうな設けまして、給食に関わっていただいている方にお礼の手紙を書くとか、あるいはその給食のところに教室に一緒に来ていただいて話をしながら給食を食べるとか、あるいはそういう方に来ていただいてお話を伺うとか、それから最近では生産者ですね、生産者にも学校に来ていただいてお話を聞いて、その後どこかの教室へ入っていただいて、一緒に給食を食べるとか、それから農協の職員さんにも来ていただいたりしています。そんな形で、できる限りやっぱり自分たちの食べるもの、

地域とのつながりを考えていくということ、田中議員おっしゃったようなことは非常に重要やと思っていますので、これからもますます進化していけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。素晴らしい取り組みだと思います。

それにプラスして、ちょっとこれは前からも学校の中身の非常に多い中で、これから何かいろんなものを取り入れていくのは非常に難しいという話は聞いていたんですけども、その座学と同時に、幼稚園のジャガイモ体験などはやっているんですけども、小学校とか中学校になってくるとなかなかそのフィールドワーク、実際に例えばああいうよくわかる大人に近づいていくがゆえに、そのときにやっぱりしっかりフィールドワークとかができると、さらに理解が進むのかなと思いますが、やっぱりそういうのはなかなか今の現状では難しいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今主にやっていますのは、田植え体験ですね、田植えと稲刈りの体験は全ての学校でやっております。小学校ですが。その収穫したお餅を例えば篠原でしたら篠原餅にするとか、そういう加工してみんなで食べるとか、そういうことにもつなげたりしておりますので、限られた時間ですけども、何とかそういう部分でも工夫をしながら、各学校でやっていただいている状況です。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

○議長（矢野隆行君） 関連ですけど、余り広げないで下さい。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。次、2番目の再生資材化した除去土壌の安全な利用に関わる基本的考え方についてということで質問させていただきます。

これは、6月1日に環境省が出した再生資源化した除去土壌の安全な利用に関する基本的考え方というものがあるんですけども、もちろんこれはまだ試験段階ということも理解した上での質問となっております。

市民の健康と安全を守る観点から質問させていただきます。

この方針は、先ほど言ったように試験段階ではあるんですが、現在行われている野洲市内での市・国・県などの大規模公共事業ですね、そういったものに対して、こういった除去土壌が利用されるようなことというのはあり得るのかということを質問したいと思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 田中議員の再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方につきましての1点目でございます。現在行われている野洲市内の公共事業と今後において、再生資材化された除去土壌が利用されることがあるのかとのご質問にお答えをいたします。

まず、現在野洲市内で行われております公共事業におきましては、再生資材化されました除去土壌の利用につきまして、まだ田中議員おっしゃっておられますように、国の方で実証事業を現在取り組まれているというふうな状況でございますので、利用しているというふうな状況はございません。

今後ということでございますけれども、これにつきましてはまだ国が実証事業を行っておりまして、その結果、それを終えられて、その結果どういう形で我々自治体の方にお示しされるのか、それを見てからでないと判断ができないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。その国の判断次第ということだったんですけれども、国が例えば実証して安全だということになったときに、これを使うようになったときに、市がそれを把握でき得るのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 国が示される時というのは、一定国民の理解等を得るということ、そういった手続を踏んで示されてこられるのかなというふうに思いますし、当然私どもの方の公共事業で使うか使わないかの判断の1つに安全性の担保が当然ございますし、市民の皆さんのご理解が得られるかということもきちっと踏まえた上で判断すべきだというふうには思っております。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。その辺の安全性のチェックというのはしっかり図

られるということで認識しておきます。

では次ですね、やはり市民の安心・安全のためにも、こうした放射能に関わることというのはできるだけ市民の皆さんとしゃべっていても、私もですけども、余り拡散すべきものではないのではないかというふうに考えておるのですけれども、市長の見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 当然ですけども、ただ拡散すべきものでないというその第三者意識は気になります。東日本地域は市民の方は多大な被害を受けておられるので、かといってそれを長距離移動するのは妥当かどうかという、これは別の話ですね。ただ、拡散するということには当該地への想像力がない判断ですね。どこかからどこかへ拡散するという発想でしょう。でも、今その物が誰かが住んでおられる地域に存在しているわけですからね。だから、その発想は私は承認はできない。ただ、廃棄物の処理のときも野洲市は明確にわざわざ遠距離を運んでやる必要はありませんよと言っていました。

今年の6月じゃなしに、これは平成28年の6月に出ている考え方が改定されたんであって、6月1日ではないですよ、これは。

○9番（田中陽介君） 加筆です。

○市長（山仲善彰君） 単なる追加がされただけです。

これ読んでおられると思うんですけども、最後の末尾に、引っかかりませんでしたかね。安全性という言葉があるんですけども、一切健康とか入ってないんですね。社会的、経済的、制度的側面から再生資材の利用促進方策やその実施方針等の検討と書いてあって、物すごく気になるのは健康というのが入ってない。言葉が。一切。本来これ環境省がやる仕事ではないんですよ。東日本の原子力発電所の事故が起こってから環境省に押しつけられている。環境省というのは逆で、これをチェックする立場なのに、再生土壌の経済的利用促進をやらされていると、これが本末転倒でして、そんな気軽な質問で済む話と違って深刻な問題です。

それと、土壌というのは今野洲市も工業団地造成していますけど、できるだけ近くから運ぼうと。これはコストからいってもそうですし、生態系の問題からしてもそうで、長距離移動するものではないので、全く論外の発想が今回国の方針で示されている。これは環境省が悪いというか、やはり日本のシステムきちっとやはり把握しないとだめです。ただ拡散だけを防止したらいいというものじゃなしに、やはり東北への思いをきちっと持った

上で質問していただきたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

では次に、副市長の選任と機能についての質問をさせていただきます。

地方自治法第167条には、副知事及び副市長、村長は普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより普通地方公共団体の長の職務を代理するとあるように、副市長は非常に大きな役割と責任を持った役職でありまして、市長は常々おっしゃっているように適切な人材でないと務まらないということもよくわかります。

しかし、危機管理の観点としても、市政運営としても、こうした機能的な穴をあけておくことは市民のためにならないと感じますし、市民の方からも疑問の声も聞いております。私としても有能な副市長がいれば、野洲はもっとよくなる可能性はあると思いますので、そこで副市長の選任について3点ほど質問させていただきます。

現在、副市長という機能が今の野洲市にはないわけですが、市長が多忙の中、地域や関係機関との連携において要望されても出席できないケース等あると思うんですが、そのことによる影響というのは今まであったのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、副市長のご質問にお答えいたします。

地域や関係機関及び各種団体の重要な会議につきましては、基本的に市長が出席をされておられます。行事が重複しました場合については、所管する各担当部長が対応しているところでございまして、今まで副市長の不在による影響はないというふうに認識をしているところでございます。

なお、県、あるいは各市町の意見交換の場でもございます首長会議、あるいは滋賀県の市長会等の会議においても、県内の他市町の首長さんと比べまして本市の山仲市長の出席率は高いというふうに担当する職員の方から聞いているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

では次に行きます。

ちょうど昨年の6月、この時期の一般質問で市木前議員が副市長のことについて質問されておりまして、その際に10月に改選がありますから、また状況が変わると思いますというようなことを言うておられます。そして、昨年11月からこうして新しい議会編成になり、火中の栗と言うておられた野洲市の市立病院の件も実施計画に今入っております。そこから半年ほど過ぎたわけですがけれども、現在おっしゃっていた副市長選任の進捗ですね、どうなっているのかを質問したいと思います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問にお答えします。

進捗という意味がちょっとわからないんですけれども、前と同じことです。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 状況は変わるとおっしゃっていたので、何か変わったことがあるのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 状況が変わると私言いましたかね。ちょっと認識ないんですけども。何の状況が、言葉が十分じゃないんじゃないですか。状況が変わるとというのは、いつどういう意味で状況が変わると言いましたか。そこをもうちょっと明確に質問していただかないと答えられないと思いますけど。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） そうですね、10月に改選がありますから、また状況が変わると思いますというところの言葉を僕は抜粋させてもらったんですけども、それは副市長の選任の件、それで火中の栗を拾う人は誰もいないというような発言の後の発言だったというふうに認識しております。そのあたりの状況が変わったのかということですね、何か変わったことで、新しい体制になったことで市長の副市長に対する何か声かけをされたとか、そういうことがあるのかということをお伺いしています。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 状況が変わるとというのは、誰にとってどういう状況が変わったという前提で質問しておられるのか言うてもらわないと答えられないと思いますけど。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） これは市長の答弁がどういう、じゃあ逆にこの10月に改選がありますから、また状況が変わると思いますと発言された意図というのは、また火中の栗と

言っておられた件も、それはどういう意味でおっしゃっていたんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 質問と答弁、それは全てですか。どういう状況でどういう質問をされて、私が今言ったということを言っておられるのか。自分なりに理解をして、もうちょっと質問絞ってもらわないと、火中の栗とか状況が変わるとか、私にとっても意味わからない。確かに何かそういうことは個々の言葉では言ったと思いますけども、それがどういご質問に対してどう言ったかというのはちょっと今きちんと覚えてないので、だから、田中議員は何を聞きたいのか、はっきり言ってもらわんと、私の言ったことをもう一回言葉の部分だけ捉えてもらって答えてくれと言われても、それは答えられませんよ。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 自分がおっしゃったことなのでわかっておられるかと僕は判断しているんですが、僕の認識としては、改選があつて状況が変われば副市長を受けてくれる場合もあるんじゃないかというような意図でおっしゃられたのかなというふうに認識していたわけですが、市長がそうではないとおっしゃるのだったらそうではないのかもしれないんですけども、いかがですか。

（発言する者あり）

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後2時24分 休憩）

（午後2時27分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 続けさせてもらいます。

10月に改選がありまして、議員構成等、議案も次に進む等の状況が変わった中で、今市長の副市長選任の状態というか、進捗というか、そういったところをお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 今ちょっと議事録もらいましたけども、確かに言っていますけども、議長裁決で賛否が拮抗しているというこの議会状況の中で、あえてそこにといい趣旨で言ったと思うんですが、余り前後をはっきり言っていない。確かにそれは1つの要因ですけども、ただ、今病院の事業というのはすごく急な坂を上っているわけですし、確かに議員構成が変わられたらそれだけで全てではない。必要条件ではあるけれども十分条件

ではないと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今そういう状況であるからこそ、有能な副市長が補佐というか、しっかりした人がおられると、何事も上手に進むのではないかというふうな意味で質問しております。

その意味で、そういった続けて質問行きますけれども、そういった例えば病院を進行する上で病院のことなどに特化したプロフェッショナルな人とか、ある意味でそういう状況に合わせて必要な人材をしっかりと補填していくというような意味でも副市長というのはお考えではないですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） お答えしますが、何かさっきからずっといろいろ質問聞いていても、もうちょっとやっぱり今野洲市がどういう状況の中で事業が進んでいるのか、ぜひ田中議員も含めて知っていただきたいなど。若干悲しくなってきましたけど、そんな簡単にいい人が見つかるもんじゃないです。今本当に病院の事務をどこまで今詰めているかといったら、かなり細かく詰めています。現に、今事務長をずっといい方をとるので当たってもらったり、当たっているんですけども、そう簡単にはいい方は出てきません。コンサルタントも協力してもらっているし、いろんな外部機関の専門家も入ってもらっていますけども、なかなかちつとは動かない。だから、かなりの部分今内製化をしています。

先だって、これは通告があったからですかね、協議中に職員に副市長がおられたら楽になるかと言ったら、そうはなりませんとはっきり言いました。本当は私そんな直接もう担当者みたいなことまではしたくないんですが、かなりやらざるを得ない判断。悪いけど、朝の禅問答みたいなやりとりで病院ができるんだったら楽ですよ。だから、真剣にはいい方がいたらと思っていますけども、安易になってもらったら大変です。

もっとよくなるとおっしゃった。残念だなと思った。最大限私は職員と共に一生懸命やっているつもりですし、会議も抜けてない。もっとよくなるとおっしゃった。副市長がいたら。

○9番（田中陽介君） 可能性です。

○市長（山仲善彰君） いや、可能性と言うけどそういうことじゃないですか。どこに問題があるんだという指摘なら私わかるけども、もっとよくなるといいう言い方は、これは確かにじゃあ田中さんもっといい質問ができたと思う。田中さん、病院反対だったのに急に

賛成で、私もよくわからないんだけど、そこをもっとよく説明したら、もっといい議員さんと評価される。でも、その言い方はないんですよ。私は言わないんですよ。でも、あなたはさっき副市長がいたら野洲市ではもっとよくなるとはっきり言われた。

私何度も言って、もう言いたくないからやめておきますけど、機能していない場合も十分あるんですよ。だから、なってもらう限りはきちっとと思っています。変に自分だけでやりたいわけではないけれども、何回もなぜこんな質問するのかよくわからない。

穴があいていると言われましたね。確かに条例を改正案出していないからポストがあって、就任してもらっていない。でも、置くことができるわけだから、条例改正したら穴はあかないんですけど、穴があいているという表現も気になるし、いずれにしても去年言いましたように、ふさわしい方がいたらぜひやってもらいたい。ただ、今全国でも珍しいゼロベースから病院立ち上げると共に、多大な借金を課してある病院の整理もしないといけない。中途半端なことはできない状況ですから。ぜひ、気楽さも大事けれども、議員さんだからというので気楽では、私、困ると思うので、1年ぶりでちょっかいの質問よりはぜひ真剣に一緒に考えてもらいたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。

現在、野洲市では副市長がないということで危機管理、先ほど最初に言った危機管理の観点からいうと、どういった体制をとられているのかお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これは職制に聞かれたらわかると思うんですけど危機管理監置いていますし、副市長がいるまちでも危機管理監は別にきちっと置いていますから、まさに危機管理監がいるわけですから、体制はとれています。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ということは、市長がもし万が一何か災害等で何かあったときもそうやって危機管理監があることで市政というか、対応はうまく回るということでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） どういう危機管理を言っておられるのか、いわゆる災害の危機管理は危機管理監ですね。それと、何らかの全体の事業の中で市長が機能しなくなった場合

は職務代理者を位置づけられるルールは持っていますから、ほぼ問題ないと思いますけど。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 以上で質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

再開を2時50分といたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第16番、北村五十鈴議員。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴でございます。

今回通告書にはNo.2とありますが、お手元にあるように実際にはNo.1があったのですが、1件目の余熱施設については目の目を見ませんでした。この件に関しては今回市からナイスな提案がありましたので、私も今から楽しみにしております。市民の皆様はプランのアピールができなかったことが残念でした。

それでは、2つ目の質問に行きます。中主小学校大規模改修工事についてお伺いいたします。市の提案の確認と考え方についてであります。

中主小学校の旧館については、私も議員1年目から市民の、特に中主地区の多くの皆様からの声を受けて、市には何度も早い進捗を要望し、市も時間はかかりましたがようやく前に進めて下さり、子どもたちも保護者からも大きな期待が寄せられていました。そして、多分多くの市民が建て替えだと思っていたはずでした。どうしてかということ、旧館は昭和32年築、現在60年を経過しているからです。そして、市も改築を視野に入れて29年度に耐力調査を実施していただきました。国庫補助金を受けるためには、この調査はどうしても必要だったからです。しかし、調査の結果は想定外にも著しい異常は認められず、躯体はこのまま使えと結論が出て、長寿命化を含めた大規模改修工事に決まりました。しかし、私も含めた中主学区の皆様からの疑問の声と要望はまだまだ途絶えることはなく、また議員にも3月には詳しい耐力調査の数字が出てくるので公表すると答弁いただきましたが、詳細な数字ではなく、合計というのか、1つの数字しか聞かせてもらえませんでした。

そこで、市民の皆様のご理解をいただくためにもわかりやすい経緯をもう一度お伺いいたします。

1、29年度に約800万の予算をつけて実施していただきました耐力調査についてですが、先ほども述べたとおり、私たちに説明があった結果が1万点中4,500以下なら建て替えになるが、4,930あり、430上回っていたため、この結果では改築に伴う国庫補助金が不採択になり、自費では厳しいため、大規模改修工事に至ったと説明いただきましたが、この耐力調査の中身、例えばどこの業者がいつ、どんな調査を行い、結果はどんな形で報告があったのか、議員も先ほどの数字しか知りませんし、その調査に幾らかかったのか、内訳も含めてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、北村議員の中主小学校大規模改修工事についての1点目、耐力度調査の内容についてお答えいたします。

中主小学校の耐力度調査は、昨年10月、指名競争入札によりまして8社を指名して入札いたしました。森野設計株式会社に業務を委託しまして、業務期間は平成29年10月18日から平成30年3月26日まででございます。

調査の内容ですけれども、建物のコンクリートや内部鉄筋の状態、建物の沈下ぐあい进行调查する現地調査と、建物の構造資料などから構造計算による建物の耐力について調査しております。

調査の結果につきましては、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」というものに定められておりまして、耐力度調査結果報告書として平成30年3月26日付で報告を受けております。

これに係る経費でございますけれども、耐力度調査に係る契約額の内容でお答えいたしますと、中主小学校の改修事業では、昨年度、基本設計と耐力度調査を合わせまして委託しております。業務委託料の総額が595万5,120円でございます。そのうち耐力度調査に係る経費としましては302万4,000円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 済みません。この調査内容のことなんですけれども、全国どこでも方法や様式は決まっていると思うんですけれども、それでよかったですでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 先ほどもお答えしましたように、様式決まっております。
以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） そういたしましたら、この結果の内容報告は議員の私たちと同じ程度のを先生方や保護者の方にも説明していただいたのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 内容につきましては、ちょっと専門的な内容になってございますので、その詳細については説明はしていないというところでございます。先ほどご質問の中にもありましたけれども、国の補助を受ける1つの基準の数字が4,500ということですので、それを上回った場合は今の既存の建物を改修して十分耐えるということになっていきますので、そういった制度の流れの中で結論を出しているというものでございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） では次行かせていただきます。

2、耐力調査の結果ですが、継続して使えることは証明できたと思うんですけれども、使用構造物の構造耐力、保有耐力は特にコンクリート圧縮強度は現在あっても、その保存度はいかがと考えるのか、今は大丈夫でもコンクリートの中性化や鉄筋の腐食は少しずつ劣化するのは間違いなく、今回の大規模改修後、市は30年の施設利用をうたわれておりますが、だとしたら延べ90年になりますが、90年安全が維持できるものなのか、強度なコンクリートでも90年は不安に思ってしまうんですが、その安全性の見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、2点目の建物の安全性についてお答えいたします。

文部科学省が示しております学校施設長寿命化計画策定に係る手引書というのがございまして、この中で耐用年数はコンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合、つまり良好なメンテナンスなど適正に管理されている場合は70年から80年程度、技術的には100年以上持たせることも可能というふうにうたわれております。

今回の耐力度調査の結果では、建物のコンクリートや鉄筋の保存状態については当該建物の耐震性には問題がないということが判明しておりまして、また、コンクリートの中性化ですね、それと鉄筋の防さび、さびると膨張してまいります、その対策につきまして

は、本年度行います実施設計の業務の中で、コンクリート躯体の長寿命化工事を設計に盛り込むとしております。

市といたしましては、文部科学省で示されました方針に基づいて実施いたしますので、安全性については問題がないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほど30年、この後直していただいて30年を使っていきたいという答弁をいただいたんですけども、この30年という根拠はどこから出されたのか、わかる範囲で結構ですのでお答え願えますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 今の中主小学校の建物は60年経過しておりますが、今お答えしましたようにコンクリート構造物、メンテナンスとかきちっと適正な管理ができていれば70年、80年、さらには技術的には100年以上持たせることができるということです。30年というものには捉われていませんけれども、そういう意味では先ほど申し上げました国の方針といいますか基準、これに従って適正に管理すれば大丈夫というふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） その今の30年という数字なんですけれども、きっとどこかの見識者か、しっかりした方から30年という数字が出たのか、それか30年ぐらいかなという範囲のお答えだったのか、その30年という数字の出どころはどこから出たものなのか、わかる範囲でお願いしたいんですけれども。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 30年というのは、今の私の答えの中には入ってなかったんですけども、恐らく今申しましたように適正な管理ができればというのを前提に30年は持つだろうというお話だと思います。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 怒られそうなので、これくらいに。

それでは、次行かせていただきます。

今後、経年劣化による途中調査はもちろん行って下さると思うんですけども、そのと

きがいつなのか、先ほどの数字、4,930がどれくらいで4,500になるのか、一度その質問もさせていただいたんですけれども、それはわからないという答弁でしたが、でもいつか4,500は訪れますし、それが地震により早まることもあると思いますので、そのことはある程度ですけれども予測していくことも大切ではないかと考えますが、多分もう有識者や専門家の見解も既に聞いておられると思いますので、安心を担保できる説明をもう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、3点目になると思います。

今後の経年劣化に係る見解についてでございますが、耐力度調査の結果から、当該建物の耐震性には問題がないということは専門の業者さんにも確認しているところでございます。

また、コンクリートの躯体ですけれども、毎年急激に劣化がどんどん進んでいくというものではなくて、適切な長寿命化対策を施すことによりまして、築後さつき申し上げた70年、80年程度、あるいは100年以上ということになってまいりますので、今の現状を維持すればその劣化が進むんじゃないかと維持していくというようなものですので、どんどん劣化していくんじゃないかというのには該当しないということを考えていまして、したがって一定の年限は耐用できるということで、ご指摘のような調査は現在は今のところ予定はしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） その何度もお聞きしている言葉で、長寿命化という言葉が勉強会のときとかにも出てくるんですけれども、この長寿命化というものは大体どういうことを指しておられるのか、どういうことをされたら長寿命化なのか、どういうことをするのが長寿命化につながるのか、そこの部分を市民の方が聞かれてもわかる範囲の優しい言葉で教えていただけたらうれしいんですけれども。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 長寿命化、つまり今の中主小学校の建物、鉄筋コンクリート造りですので、それを対象に言いますと、建物の中には当然鉄筋があって、その周りをコンクリートで巻いているような構造になっています。鉄筋から一番外側までが大体5センチ程度、それ以上あると思いますけれども、そういう構造になっていまして、これがコ

ンクリートはアルカリ性なので、年数がたちますと酸性になってきます。その酸性がどんどんどんどん中性化になってきます。鉄筋のところまでその進行が進みますと、鉄筋がやっぱりさびてまいります。そうすると強度が弱くなったり、あるいは鉄筋自体がさびて膨らんで、コンクリートを押し割れてしまったり、クラックがいつて強度がなくなってくると、こういうことになるというふうに聞いていまして、中主小学校の現状はどうなのかというところを確認しましたら、今のところ表面から2センチ程度はちょっと中性化が進んでいるようですが、特に全く問題はありませんよと、まだ全然大丈夫ですと。60年たってこの程度ですということですので、そういう意味では中性化についても問題はないというふうに考えていますし、コンクリート強度についてもコンクリートのコア抜きといまして、テスト的に幾つか部分的にコンクリートを抜き出して、その強度を確かめた。その数字をもとに、いろんな数値で計算した上で大丈夫なのかという判断をしています。それが全く問題はなかったと、こういうものです。沈下ぐあいとかさっき私言いましたけれども、地盤も大事でして、下も建物が沈むんじゃないかと、しっかりしたところにしっかりした建物が建っていると。だから大丈夫ですよと、こういうことでして、長寿命化というのはそういういろんな建物の中性化を進まないような処理を施すということで長寿命化が維持できるというように認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 詳しく教えていただいたので、何となくわかったんですけども、その長寿命化ということは、延ばすので、今のコンクリート、鉄筋を含めて何か手だてをして延ばしていくものなのか、今のコンクリートのまま、今の鉄筋のまま自然に長寿命化するものなのか、例えばですけど、鉄筋ならさびどめを塗るとか、コンクリートならちょっと筋を入れて注入するとか、そういう何か手だてをする長寿命化なのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 議員がおっしゃるとおりでございまして、例えば鉄筋が出ている、あるいはあらかじめ割れているようなところがあれば、そこはコンクリートをはつりまして、鉄筋のさびを防さびの処理をした上で、またコンクリートをもとに戻してというようなことになりますので、あと、そういった全体的な建物全体を中性化を防ぐような処理をした上でということになるかと思えます。もちろん、クラックがいつているところもあるでしょうから、そういうところはちゃんと補修をするということもあって、全て

の建物のもう一回補修をするというものでございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、次行かせていただきます。4つ目です。

躯体は使えるということでしたので、躯体ですので耐力壁を残しての改装になると思いますので、教室の間取りとか廊下幅は変わらないと思います。でも、本当に見た目はぴかぴかの校舎に生まれ変わるとは思います。例えば現在不自由な箇所だけを直して、後、何年か待ってやはり改装、建て替えを選ぶ選択肢はなかったのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 4点目の建て替えの選択肢についてお答えいたします。

先にも、これまでもお答えしていますように、何年か待てば劣化するものではないということですので、今回の調査の結果を踏まえたと耐震性などに問題がないこと、それから部分的な改修では良好な教育環境が提供できないということから、旧館校舎については今回の大規模改修の選択が妥当だったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） その、いつになればというのは本当にわからないと思いますし、木のように、木材のように、本当にだんだん、木でしたらだんだんそうなると思うんですけど、コンクリートの場合は本当にきのうまで大丈夫やったのが一気に朽ちてしまうという物質ですので、やはりそういう寿命を延ばす工事をしていただきながら、なら言っていたように長持ちもすると思いますし、今回の大規模改修の中にはそういう工事も含まれて長寿命化も大規模改修の中に、目に見えないところですけども、そういうこともしていただけるのだということを考えてよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 私は、基本的に使える建物は直して使う、資源には限りがあるので、今回のように大規模改修工事は大賛成ですし、いつも教育長がおっしゃるように教育は、学校は物より人だと私も思っておりますので、大賛成なんですけれども、今回ばかりは安全がどうしても担保できない以上は不安が残りましたので、豪華でなくて

も建て替えをしてほしいと考えておりました。きっと子どもたちも古いものは嫌いではなく、不便なのが嫌なだけで、大規模改修にお金をかけるより、部分改修にとどめ、何度も申しわけないんですけれども、この4,500を待つことは不可能でしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 5点目になります。部分改修を行って耐力度4,500を待つことは不可能かというご質問でございますけれども、これまでのご質問でお答えさせてもらっているとおり、それがいつになるのかというのは全くわかりませんし、今の建物が十分耐力的に大丈夫ということですので大規模改修を選択していると、今までお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） それでしたら、次の6番になるんですけれども、今大規模改修を選択していただいたという中で、現在の旧校舎はI型の建物形状で細い長方形になっております。建物としては一番ゆがみには弱いと思いますので、大規模改修をしていただけるのなら、中主小学校の旧校舎は運動場側にまっすぐ建っておりますし、運動場側にある程度膨らませても運動場に余り支障もないと思いますし、新たに外側に基礎をつくり、外壁を増築して、新校舎側にも膨らませて、今渡り廊下の上もあいておりますので、L型の強い形状の建物として増築も含めた補強という手法もあると思うんですけれども、せっかく直していただきますので、安全第一の建物を再構してほしいのですけれども、専門家の方の意見をもう一度聞いていただきまして、もう一度立ちどまり、形状としての問題も含めて検討いただいて、その上でも安全が約束できるのなら市民のご理解もいただけると思うんですけれども、この大規模改修の形の今の形をそのまま直すという選択肢と、一部このように強い形の大規模改修にするのか、増築もしていただけるので、今ご提示いただいている今の旧校舎の前の増築になりますと、旧校舎にもまた光も、特に北側になりますので光も入りにくくなって、新校舎のように暗い部分もできてしまいますし、何とかこの大規模改修で今の旧校舎を補強しながら形を変えるという選択肢はありませんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、6点目の旧館校舎の増築補強といえますか、その安全性についてお答えいたします。

旧館校舎ですけれども、現在の形状で耐震診断を行いまして、合併前の平成10年度に

耐震補強工事を完了しています。今回の調査の結果からも、専門家といいますか委託業者から、耐震性についてはその安全性について問題がないということを確認しています。

ご提案いただきました増築補強という手法ですけれども、鉄筋コンクリートの建築物におきましては増築補強という手法がそもそもなくて、増築する場合は接合部を構造的に分離されますので、増築しても旧館校舎を補強するというものではないということもこれもその業者の方に確認をしております。

今回の大規模改修とそれから増築工事ですけれども、長寿命化工事もあわせて実施しますので、そういう意味では安全性を担保した上で教育環境のスペースを確保し、使い勝手のよい校舎をこの計画の中で実現しようというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 耐力壁がそのままになると思いますので、教室の形等はなかなか変えにくいという部分もあると思うんです。ですし、これからICTの教室、この間も研修、三上小学校に寄せていただいたんですけれども、教室がやはり机も小さくなってきますし、なかなかいろんな本置いて、タブレット置いてとなりますと、部屋がどうしても小さいですし、中主小学校の場合は特に旧領域の坪数になりますので、そのジョイントをかませていただいて大きくするという手法も他の学校では行っておられるところもあると思いますし、ジョイントがつくことで耐力も強くなると思いますし、熊本地震以降、中主小学校はそれ以前に補強がされていますので、できたらその選択肢しかないのなら、今の形のままでという以外の考え方は実際あったのか、もうその考え方はなかったのか、そこはお聞きしてよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 選択肢は何回も言っている耐力度調査による、その結果によって判断しています。市の単独費だけでやれば何でもできますけれども、やっぱり国からの補助を受けつつというのがやっぱり財政的にも有利ですし、それと中主小学校の一番の問題は、教室の数が足りないというのが一番の問題です。特別支援の教室がないということから、できるだけ早くそのスペースを確保するということを考えないといけないと思っています。

旧館校舎、私自身も中主小学校を出ていますので、あの校舎の教室の天井高といいますか、ゆとりのある高い空間ですし、そういう意味ではいい校舎だというふうに思っていま

すし、大規模改修すれば、いろんなトイレとかその辺も含めてリニューアルしますので、使い勝手のいい校舎になろうというふうに考えてございます。だから、選択肢としては大規模改修で進めるという結論でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） とにかく安全でしたら、それは一番のご父兄も子どもたちにも大事なことだと思いますので、もう決まってしまったので、それしかないというのではなく、一応コンクリートのことですので、何せコンクリートのことなので、いつどうなるかわかりませんし、そこら辺も含めながら、安全な大規模改修を進めていただけますようによろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第7号、第6番、岩井智恵子議員。

岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

平成30年度ロードマップ、平成29年度実績評価について、地域包括支援センター及び認知症対策についてお伺いいたします。

5月の全員協議会で提出されました第1次野洲市総合計画改定版のロードマップの平成29年度実績評価において、草創のページに地域包括支援センターの充実、認知症相談機能の充実の事業について、本市の状況を踏まえた最善の体制として、3圏域ごとの3職種チームを1カ所に集中することで相談機能を充実することができたと評価され、しかも達成、完了に位置づけられています。それは大変喜ばしいことではありますが、今後は高齢化がますます進展し、課題は深刻さを増してくると考えられます。地域包括支援センター及び認知症対策について、報告のとおり充実された機能による安心できるサービス提供への期待と共に、今後への不安も含め、健康福祉部政策監にお伺いいたします。

1、今述べましたように、事業については本市の状況を踏まえた最善の体制として、3圏域ごとの3職種チームを1カ所に集中することで相談機能の充実をすることができたと評価されていますが、まず地域包括支援センターの体制及び職員の構成についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、岩井議員の平成30年度ロードマップ、平成29年度実績評価についての質問の1点目の地域包括支援センターの体制及び職員構

成についてお答えいたします。

本市では、直営による地域包括支援センターを1カ所設置しており、3つの中学校区圏域ごとに必要な専門職である社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員をそれぞれ1人ずつ配置しております。また、必須の専門職以外に介護予防事業のための理学療法士1人、保健師1人、高齢者の実態把握及び相談支援に従事する社会福祉士1人、介護予防ケアマネジメントのための介護支援専門員など5人を配置しております。その他に管理者及び事務担当職員が3名の総勢21人となっております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまちょっと早くて記入に間に合わなかったんですが、総勢21人で体制を組んでおられる。これは3校区ですね、そこ全部で21名体制でされていると理解していますけれども、次、2番目として、また本来は中学校区ごとに1つの地域包括支援センターが標準とされていますが、野洲市の場合は3つの地域担当のチームが1カ所に集中しています。1カ所集中の開設から今日までの経過を踏まえて、その方が機能上有利とされる理由をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3つの中学校区圏域チームを1カ所に集中する理由についてのお答えをさせていただきます。

本市につきましては、平成24年度から地域包括支援センターのあり方について検討を始めております。市民に責任を持った取り組みを行うために、市が直営で設置することとし、その上で、一般的には議員おっしゃいましたように中学校区圏域ごとにセンターの設置等を言われていますけれども、本市の現状においては人員や場所の資源の確保、それから野洲市の地勢的な状況、市の広さとか地形的なことも含めまして、それと利用者の利用形態などの状況などを総合的に勘案いたしまして、現時点では中学校区圏域ごとに3職種チームを編成し、3チームを1カ所に集中配置する方が、3カ所に分散するよりも各チーム間の連携や情報共有もしやすく、利用者にもきめ細かく対応でき、かつ、いつでもすぐに誰かが対応できる体制がとれるなど、質も量も有利であるという結論になったものでございます。

なお、今後も市の状況や市民ニーズ等の変化に応じ、より効果的・効率的な体制の検討は必要であると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまは1カ所に集中することによってチームの連携、また即対応が早くできるということなどを挙げておられますが、じゃあこの24年度から今6年目になるんですかね、ここはどうしてもという、やっぱり3区域の中で1カ所あればもっといいのになという課題というんですか、そういうものがあればまたおっしゃって下さい。お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今の質問につきましては、どうしても3カ所の方がいいという考え方も当然あります。例えば近くですね、車に乗れない方が徒歩で行こうと思うと近くにあるにこしたことはないというようなことも当然考えられますけれども、現在いろんな相談業務をされているケースの実態を見ますと、電話での相談も多うございますので、近いというその距離の認識はあるんですが、今の段階では1カ所で電話で、あるいは訪問、こちらが出かけていくというような形での対応をしております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 距離感とかということには不自由はある程度あるかもしれないけれども、総合的には1カ所の方が集中して事がスムーズに行くということをおっしゃっていると思うんですが、特に地域性ですね、3校区の中で大幅にこういうところは、例えば野洲と中主はこう違うとか祇王は違うとか、そういう特に目立った問題とか変わったことはございますか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問の校区ごとの特徴につきまして、あえてどここの校区の方がこんなような形でより不便を感じているという報告は、担当の方からは受けてはおりません。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） では次3番にまいります。

現在関わっているケースの件数などの概要についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3点目の現在関わっているケースの件数などの概要についてお答えします。

平成29年度の相談件数は、実人数といたしまして1,058人、延べの件数といたしましては4,558件と把握しております。主な内訳といたしましては、要支援1・2の認定を受けた方や、総合事業対象者の自立支援に向けた介護保険サービス等の相談が最も多く、全体の約半分、500人程度の対応をしております。

また、高齢者虐待に関しては実人数44人、延べの件数といたしましては800件と対応の方しております。虐待をしている家族の背景には過重な介護負担、認知症、生活困窮などありますので、介護保険サービスの導入や家族への助言などの支援を行っております。

特に、高齢者やその家族が多く課題を抱えていたり、対応が困難なケースにつきましては、ケアマネジャーや主治医、介護サービス事業所、地元の民生委員、あるいはケースによっては断酒会、お酒を断つ断酒会などの参加もいただきまして、支援の方法を話し合う困難ケース会議を開催し、対応するようにしております。この困難ケースにつきましては、平成29年で実人数といたしましては70人、延べの件数としましては130件について会議に諮り、支援のあり方を検討し、対応しておる状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいま実態として聞かせていただいて、21名、それからケアマネジャーとかいろいろ各機関の職員はいると思いますけれども、非常な人数の件数をこなしてくださっているということはわかってまいりました。

私も知り合いの方に、それすら、もう90何歳もなっていらっしゃるけれども、介護のそういうことすら手助けを全然自分が望まない。そやから、智恵ちゃん、私殺したくなるときあるわと、息子ももうたかかはるときあるねんで、この間も涙ながらに言われて、本当にそういうところにまだ委ねられる利用者さん、本人さんをお持ちの方はいいんですけども、まだまだそこまですら行き着かない家族を持っていらっしゃる、認知症の方、そこも行かなくてもそういう身体的なところでも一切人に迷惑はもうかけたくない、面倒なんか見てほしくないというプライドをお持ちの方の中で、大変家族の方が本当に憔悴し切っておられるという例もありますので、ぜひそういうあたりのことも耳を立てていただいて、そういう把握もこれからは地域がやっぱり支えながら、職員の方は全部目は届かないものですから、そういうネットワークというのを広げていかないとというのは課題だと思いま

す。

次、4番目、いきいき百歳体操などに見る運動機能向上や栄養改善など介護予防サポーター育成研修会をされていますが、実態と今後のサポートについてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、4点目のいきいき百歳体操などに見る介護予防サポーターの実態と今後のサポートについてお答えいたします。

介護予防サポーター育成研修会は、いきいき百歳体操での体力測定や体操指導、運営等に協力するサポーターを育成し、地域の介護予防活動を推進することを目的に、平成29年度から実施しております。

その実績といたしましては、トータル5回シリーズの全講座を修了された17名がおられます。そのサポーターによって新たに3地域でいきいき百歳体操が立ち上がりました。

今年度の取り組みといたしましては、育成研修を修了され、いきいき百歳体操のリーダーとして活動されている方を対象に、活動にあたっての困り事や工夫されていることなどを情報交換する場をつくるなど、フォローアップ研修会を実施したいと考えております。合わせて、今後の介護予防サポーターの育成講座、研修会に必要なご意見等を聞き取り、講座の充実と推進について図ってまいりたい、このように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 私もキャラバンメイトの一員ですけれども、実際登録されているのと実動するのとは別の話であります。ですから、こういう今17名ですね、5回シリーズで17名、そして3地域に分かれて活躍してくださっているという現状なんですけど、まだ立ち上げられて間がないことですからあれですけれども、やっぱりフォローと、そして徐々にこれ人数ふやしていかないと、やっぱり高齢化も進んでまいりますし、本当に人数ではもう内容が違うということを十分におわかりいただきたいと思っております。

地域づくりの一環として市民が主体的に介護予防に取り組むよう、いきいき百歳体操の支援は非常に大切です。現在参加団体の数がわかれば数を教えてほしいですし、今後団体増の展望についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 百歳体操の活動団体数ということでよろしいですね。現在36団体、昨年これつくってございまして、いろんなところで配布しておりますけれど

も、このような冊子でその団体も紹介させていただいて、それからその体操を立ち上げる
そういうことについても中で詳細について詳しく説明しているパンフレットを作成しまし
たので、こういうのを使ってより広めていくということに努めていきたいと思っておいま
す。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 私は、こういう芯になってやって下さる方は単に年齢ではない
と思うんです。これは会の団体の中に入っておられる方にせよ、若くても全然無関心で、
力や暇があってもやらない人はやらない。歳いってもやってくれる人はやってくれるので、
ちょっと年齢に関わらず、リーダー的な人をこの中からでもやっぱりピックアップされて、
広めていかないと、これからは高齢者、認知だけやなくて、介護に関わっていく老人が多
くなるということがもう目の前に見えておりますので、ひとつここに目をつけて、やっ
ぱりリーダー、こういうことを率先してしていただく方にも目を向けて、これからはま
ますやっていたきたいなと思っております。

5番、私は認知症キャラバンメイトのメンバーで、事業も認知症サポーター養成講座、
これはデータによりますと平成18年から毎年平均15団体、500人前後のサポーター
を養成しております。そしてまた、認知症カフェなども設置して、安定化事業となってい
ます。しかしながら、先ほども言いましたように、キャラバンメイトの高齢化、メンバー
不足は否めないところが事実であります。地域と認知症者の関わりは、ますます重要にな
ってまいると思いますが、今後の事業の展開についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、5点目の認知症キャラバンメイト、地域
と認知症者の関わりについての今後の展開についてお答えします。

まず、キャラバンメイトのメンバーとして岩井議員、ご活躍いただいてありがとうございます。

認知症キャラバンメイトの養成講座につきましては、湖南4市が合同で2年に1回、県
の南部健康福祉事務所の協力のもとで実施しております。登録者数につきましては、現在
69人でございまして、うち活動されている、実動と言われる方々については把握してい
るのは約20人となっております。岩井議員おっしゃるように、全体登録というよりも活
動されておられる方がいろいろな諸事情で制約があって、実質的な活動がされていないと
いう、そのような実態であるということは把握の方しております。

それで、市の方としましては、各個人の事情を考慮しつつ、できる限り参加協力の呼びかけに力を入れていきたいと考えております。

また、認知症サポーターから認知症のキャラバンメイトへとステップアップしていただける方をふやしていけるように、講座の方への参加を呼びかけていくなど、裾野を広げる取り組みをしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 今、前も聞いたんですけれども、69名登録されていて、20名ほどと言われていますが、これも本当に会議に定例会出てきて動いているのはその半分ぐらいですね、そこへまた認知症カフェの方のお手伝いを特に家族の会の方はされております。そういう中で、非常に厳しい中ですが、また晩の講座も結構多いので、働いて職を持っておられる方でもぜひこのメンバー、せっかく登録されているのであれば、キャラバンメイトとして、晩の講座というのは自分が受ける方じゃなくて、育成の方ですね、サポーター育成の方でも企業や自治会など、晩のところもあるので、私たちが仕事終わってから晩もよく、議長もそうなんです、伺っております。ですから、ぜひともこの69名の掘り出しはもとより、さらにこういうメンバーもふやしていただけるように、よろしく願いいたします。

また、サポーター養成講座の方は、企業、今まで企業もあったんですけど、割とちょっとこのごろ企業が影をひそめておりますが、ちょっと企業の方の開拓も私たちもせないかんと思っていますが、そこらの方もよろしく願いいたします。お願い事したらあかんのかわかりませんが、済みません。

6番目、私は議員、あるいは訪問介護職員として年に2、3度の割合で地元の定期巡回、随時対応型訪問介護と介護事業所が主催する介護・医療連携推進会議に医師、マネジャー、介護職員、高齢福祉課職員、民生委員、老人クラブ会長と共に出席していますが、こうした自治会等の地域との連携について、現況や課題についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、6点目の自治会等地域との連携についてお答えさせていただきます。

議員が参加されています介護・医療連携推進会議と同様に、市内にあります地域密着型サービスを提供する事業所、デイサービスとかグループホームのことでございますが、そ

の分につきましては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保等の観点から、事業所運営推進会議という名前の会議を各事業所で開催の方しておられます。その会議に地元自治会の代表者や、あるいは民生委員に参加いただくようになっております。

一方、地域包括支援センターでは、常日ごろから高齢者の健康保持と地域で安心して生活ができるよう、適切なサービスの総合調整や、支援体制の推進を自治会長さんや民生委員さんをはじめ地域や関係機関と連携しながら進めておりますが、年々ふえるひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者など、要援護を必要とする方への見守り等の効果的な支援が可能となるように、重層的なネットワークの構築が課題であると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 私もこういう会議には出ておりますけれども、何か前の事業所でもそうだったんですけど、地域との密着がどうも余りないです。本当にその事業所が例えば夏祭りするからといって近所の人を誘いに来たりしはるんですけど、何かそれっきりぶつっと切れてしまったり、今のところでもじゃあ地域の人が野菜物でも届けようかなというような輪というのか、何かの広がりが案外に私は感じられないんですけど、ただこなさなきゃならないからして、何かそういうふうな、もう少し熱いものというんですか、今度目はこういうふうにもっと躍進した、もっと先に見えるというのが案外に私は感じられないから、自分が言えればいいんでしょうけれども、そういうあたりの、こなさなきゃならないからやっている的などころじゃなくて、もう少し一歩進んだ何かお考えはないでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの各事業所、施設とそれと地域との関わりの関係なんですけど、このような会議に出向くというのは1つのルールがございまして、そのルールの中で関係者の方が寄っていただいているんですけど、それは地域密着型という話での事業所の区分がございまして、それより規模が大きくなってくると、例えば例で挙げさせてもらいますと、あやめの里とか、あの特養の施設なんかは地元と連携をしながら、地元の方に施設に入らせていただいて、一緒にランチを食べていただいて、交流をしていただくとか、あるいは篠原学区でも地元の施設の方に出入りをしていただくとか、交流の場を持つとか、そういう活動を現に今やろうとされている状況もございまして、規模

が大きいところについてはそういうようなことで施設の面積的なものもございまして、収容のこともございましてやっておられるんですが、ちょっと小規模、地域密着型という小規模の部分についてはその施設の面的なものもございましてけれども、そういう提案をあるということも機会を通じまして市の方からも提案の方させていただきたいと、かように思います。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） ただいまありがたいことをおっしゃっていただいたので、やはり横との連携というんですか、これからはそういういいところを見せていただく、見世物ではないんですけれども、そういうところを体験させていただいたり、実際のところを勉強させていただくのも大きな力になるかなと思いますので、そこのあたりもひとつ連携をよろしくさせていただきたいと思います。

7番目、地域医療あり方検討会との連携は機能しているのかお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 7点目の地域医療を考える会との連携についてお答えします。

議員が質問でおっしゃいました地域医療を考える会とは、本市では地域医療あり方検討会という名称にあたるものと思います。

検討会では、医師会をはじめ歯科医師会、薬剤師会、そして訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所の方々、あるいは介護者家族の会の代表者、それから関係機関として草津保健所、湖南広域消防局などから参加いただきまして、円滑な在宅医療・看護・介護連携を推進するための課題を多職種間で検討しております。また、関係者の研修の場としても有意義な場ともなっております。

具体の成果といたしましては、本人を中心に家族、医療、看護、介護事業所などが情報共有や連携のツールとして活用できる在宅療養手帳、これを使うための検討、あるいは内容の変更もこの会の方で検討いただいて、作成の方しております。このような活用を広めまして、関係者からは役立っているというように聞いておりまして、成果は一定上がっているものと、そのように認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） こうした全体会は資料を見ますと年1回、去年は7月の13日に開催されているとのことなのですが、この年1回だけで十分な内容の検討、あるいは共有ができるものか、ちょっと私は疑問なのですが、一方通行ではなく、これは年1回程度今後もされることで進められるもののでしょうか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問、年1回ということですが、このあり方検討会につきましては4つの部会の方構成しておりまして、その部会ごとにまた別途、別の会ということですね、やっておりますので、年間複数回個別の懸案ごとに部会で話し合い、検討していただいて、それを年1回集約するような形での全体会ということとなっております。

お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） わかりました。

8番目に、同じく守山野洲医師会との連携についてもお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、8点目の守山野洲医師会との連携についてお答えいたします。

守山野洲医師会が主催します守山野洲在宅医療協議会、そして認知症の医療と福祉の連携IN守山・野洲に参加の方させていただきまして、在宅みとりや認知症についての知識を深めると共に、常日ごろからの医師会、訪問看護ステーション、介護保険サービスの提供事業所の関係者との連携の必要性を認識し、実践に努めているものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 今後、野洲市立病院が建設されるにあたって、ますますこのあたりの連携というのは重要になってくるかと思えます。

では9番目ですね、今後高齢化が進展する中で、課題及び地域包括支援センターのあり方について、国の制度の動向も踏まえながらどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 9番目の、高齢化の進展による課題と地域包括支援センターのあり方について、お答えいたします。

高齢化の急速な進行により、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、また介護する家族の負担増や介護職の離職の増加、高齢者虐待など、さまざまな問題が生じ、対応が求められております。

また、平均寿命が伸びる中、介護が必要な期間も増加しており、健康寿命を延伸していくことも求められております。

さらに、認知症対策については、近年認知症予備軍と言われる軽度の認知障がいへの早期対応が認知症予防に効果があると言われており、早期発見・早期対応につなげる啓発等の取り組みが重要であるとも考えております。

このような課題に直面する中、できるだけ介護が必要な状態にならないよう、また介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、現時点では国の制度にのっとって運用しておりますので、今後制度が変わることも想定しながら、国の制度改革を注視しつつ、市民と医療・介護関係者、そして関係行政機関の連携等による包括的な支援体制の充実と拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当にこの介護の道はどの道も大変ですけれども、本当に広範囲にいろんなものが問題点もありますので、包括的に連携しながらしっかりと地固めをしていただいて、健康で歳をとると、これが一番大事なので、そこにも力を入れつつ、仮にそういう介護状態になったときには介護の体制が整えられるように、しっかりと日々ご支援をいただきたいと思います。

それでは、次、自殺対策の推進について。自殺予防計画の策定についてに入ります。

1、ロードマップの事業概要には、今年度野洲市では自殺防止計画の策定が盛り込まれています。これは、平成28年に自殺対策基本法が改正され、これまで都道府県が策定していた基本計画を市町村にも義務づけられることによるものです。この改正によって、改正前は内閣府が取り組んでいた事業が厚生労働省に移管されることになりました。自殺対策基本法は2006年に議員立法として成立しましたが、これには1998年以降、年間自殺者が3万人を超え続けていたことによる危機感が背景にありました。また、今年度の自殺防止計画は、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的、かつ計画的に推進するための策定であり、自殺対策に関連する庁内関係各部署及び県と関係機関とのネットワークによる連携体系を確立し、誰もが生きることの包括的

な支援として、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう事業を推進するとマップにも示されています。

さて、警視庁のデータによりますと、平成29年の自殺者数は2万1,321人となり、前年度比576人、約2.6%減、同年自殺死亡率は16.8となり、共に2010年以降8年連続の減少と低下となっています。

また、自殺死亡率を年齢別級で見ると、二十歳以上の階層では減少していますが、19歳以下であれば横ばい、または微増となっていて、前年度からふえています。日本の若者の自殺死亡率は先進国の中でも最も高く、死因第1位が自殺という厳しい状況が続いています。

自殺には、言うまでもなく家庭問題、健康問題、経済、生活問題、男女問題、学校問題などさまざまな背景が要因とされます。こうした背景要因を踏まえた対応が求められます。こうした現状を踏まえて、自殺対策とその防止のための計画について、他の議員さんからもかぶると思いますが、健康福祉部長、教育部長及び市長にお伺いいたします。

1、野洲市における自殺者数及び自殺死亡率の現況について、男女、年齢別階層別も含め、どのような状況なのかお伺いいたします。健康福祉部長、お願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、岩井議員の自殺対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、野洲市における自殺者の状況につきましては、国の自殺対策推進センターから提供された情報では、平成24年から28年までの5年間の自殺者数は、1年ですと数が少ないので5年の統計で述べさせていただきます。この間の自殺者数は35人で、男女別では男性23人、女性12人となっております。年齢階層別では、多い順に30歳代と80歳代以上が各7人、70歳代が6人、40歳代と60歳代が各5人となっております。次に、自殺死亡率、これは人口10万人当たりの自殺者数を示した値となりますが、5年間の平均では本市は13.8ということになっております。同じ5年間で見ますと、国は19.6、滋賀県は18.9ということになっておりまして、本市の自殺死亡率は国、県と比較すると低い状況ということになっております。また、男女別の自殺死亡率ですが、男性では18.3、女性では9.4となっております。また、年齢階層別の自殺死亡率では、男性では30歳代と80歳以上で、女性では70歳代と80歳以上で国よりも高い状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 圧倒的に男性の方が多いと思いますけれども、できたら理由についてはわからないでしょうか。一番多い理由。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 理由はさまざまあるんですが、個別具体の理由は統計的なことでしかちょっと示されておらないので、上位の理由でいきますと、身体的な疾患もあります。それから鬱、それから失業を含めた仕事の問題、そういったことから来る生活苦、あるいは介護の悩み、介護疲れというのかそういったものもありますし、あと職場の人間関係、それから仕事の悩みといったこともあります。その中にはパワハラとかいろんな問題があるんですが、そういったことが主な要因とされております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 野洲だけが変わった理由があるわけではないので、恐らく身体的なことが一番、あるいは失業、生活苦、介護の疲れというのが挙げられておりますけれども、本当に自分の命を絶つということは大変なことでございますので、少しでもそこに及ばないように本当に願いたいものでございます。

2番目ですね、自殺防止に取り組むにあたっての課題をお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、自殺防止対策の取り組みにあたってのご質問ですが、これの課題につきましては、自殺の要因の多くは社会的な問題とされており、社会の努力で避けることのできる死であるとも言われております。

これにつきましては、理論的には社会の努力で自殺を抑制することができるというのは、現実的には健康問題、経済・生活問題、家庭問題さまざま要因があり、これらの解決には大変な状況がございます。

自殺対策を難しくしている理由の1つに、自殺に至った要因の把握、つまりその情報を得る主要となる手段、具体的には主に警察からの情報ということになりますが、これは制度上、直接提供が受けられるシステムにはなっていないということがあります。

このように、原因が統計上ではわかる部分があるんですが、わかりにくい、個別具体的にはわかりにくい状況がございまして、このような状況の中で対策が立てにくいというこ

とが大きな課題と考えております。

こうした状況の中で、有効な予防対策を立てるには自ずと限界がありますが、可能な限り情報把握に努め、専門家の意見をいただきながら自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 社会の努力と言われても書くのは簡単ですけど、なかなかこれは秘密、警察もそんなにべらべらとしゃべってくれるわけでもなし、要因がつかみにくい面もありますし、これは本当に難しい問題だと思います。少しでも寄り添えるようなことで、つかめることがあったらつかんで、よくしていきたいものでございます。

3番目、若者及び高齢者の自殺防止対策について、よく似た問題ですけど、お願いします。対策について。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 次に、世代別の自殺対策のご質問につきましては、まず、若者の自殺防止対策といたしましては、現在市や県で取り組みを進めております生活困窮世帯の子どもへの学習支援、不登校児童・生徒への相談支援、高校中途退学者や進路未決定卒業生への相談支援、ひきこもり状態の若者への相談支援など、さらなる充実を図ることが必要であると考えております。

また、国の大綱で示しております「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）」、SOSの出し方というのは、具体的にはつらいときや苦しいときに助けを求めてもよいということや学ぶ教育ということとされておりますが、こういったことの推進や、いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制整備等の促進、いじめ等を苦しめた子どもの自殺の予防への取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、高齢者の自殺防止対策といたしましては、高齢者の自殺の背景に多い鬱病の早期発見と早期治療につなげるための啓発をさらに進めてまいります。また、閉じこもりや孤立を予防するため、高齢者のボランティア等の社会活動や、高齢者向けサロンや教室への参加等による生きがいづくりへの支援を通じて自殺防止対策を図ってまいりたいと考えております。

さらに、介護支援専門員等、在宅介護を支援する関係者が介護する側、受ける側両方の

自殺の危険を示すサインに気づき、必要な機関につなぐ役割が担えるよう、現在実施しております自殺予防ゲートキーパー養成の取り組みを一層強化していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 一言では何ともまとめられるのは難しいですし、本当にお一人お一人の事情もあろうかと思えます。

私も1人知り合いの方で自殺の可能性があるということで受けまして、連携をしながら市役所にも届けて、今元気に明るく頑張ってくれていますので、やっぱり連携というのはまさるかなと、SOSを早く家族が見抜く、友達が見抜く、そこから連携で何とか救える命もあります。寄り添えることがあるかと思えますので、やはり日々家族もしっかりと見守らなだめだし、地域もそこで強くつながっていかなければならないと私もそのことを通じて思いました。

それから、5番目ですね。今回の基本法の改正で、学校が地域社会と連携しながら共に尊重し合いながら生きていくための心理的な負担を感じた場合に、SOSを言い出せるための教育や啓発をしていくことが盛り込まれた。教育委員会としてはどのような取り組みをしているのか、お伺いします。1つ抜かしたけどいいです。教育部長。

○議長（矢野隆行君） 後でいいですよ。教育長先に。

○教育長（西村 健君） この自殺対策基本法を踏まえた教育委員会の取り組みに関しましては、教育の中身に関するご質問ですので、教育長の私の方からお答えいたします。

市教育委員会といたしましては、今年度の「野洲市の教育」で、前にも述べさせていただきましており、ふれあい教育相談センターで子どもはもちろん、大人の方にもいじめをはじめとする学校生活や家庭生活での悩みなどを相談、解決するように対応しております。

また、各学校には、先ほどもいじめのご質問のところにお話しをしましたが、オアシス相談員やスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、児童・生徒はもちろんですが、保護者さんもその悩みをすぐに相談していただける体制を整えております。

さらに、学校の中では子どもたちの集団づくりのさまざまな取り組みの中で、自分たちの思いや悩みを語れる仲間関係づくり、こういうのに力を入れております。

一方、本市が力を入れております特別支援教育におきましても、広い意味でここにつながるものというふうに考えております。例えば、小学校3校、中学校1校に設置しております通級指導教室というのがあります。これは、1週間に1回授業を抜けて、その部屋に行って専門の先生から対人関係のやり方とか、あるいは人がこういうふうに言っている意味はこういう意味なんやでということを学んだりして、人とうまくやっていく生き方を学ぶという、そういう場が最近はどんどん取り入れられるようになってまいりました。本市でももともとは野洲中学校1校やったんですが、それを小学校にも広げていきまして、本来なら各学校に1つずつ配置されるべきなんですが、まだまだ県教委が、要望しておりますけども、その部分はなっておりません。

こういうことを通じて、教育委員会といたしましては自殺防止の側面を何とか防止につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員、4番飛びましたけど、よろしいですか。

○6番（岩井智恵子君） もういいです、時間がもうないので。

次に、6番に行きます。

最近では、いじめによる生徒の自殺がよく取り沙汰されています。命を半ばにして絶たれるのは自殺だけではない。虐待による死だって例外ではありません。やはり命を半ばにして絶つということは同じことであります。虐待による死だって、今も言いましたように、命を絶たれることですから、この命の尊さについて、自殺予防教育としてはどのように学校では行われているのか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 自殺予防教育についてお答えいたします。

現在、学校では仲間と協力しながら命、あるいは生き物とかそういうものと触れ合う活動、そういうところに力を入れて取り組んでおります。また、道徳や人権学習などをはじめとする教育課程全体を通じて、命の大切さ、命を大切にする態度を養うこと、そして自分を大事にする心、つまり自尊感情というふうに教育の世界では言っているんですけども、ありのままの自分を大事にするという意味なんですけども、そういう気持ちの育成を意識した教育活動を行っております。具体的には、例えば小学校4年生では「1／2成人式」というのをそういう取り組みをやって、10歳になった児童が自分の成長を振り返って、それまでの保護者、親御さんの関わりとか、あるいは自分がどんなふうに周りから支えら

れて祝福されて今まで生きてきたのか、こういうことを学んで、これからの二十歳までの10年間どんなふうに生きていくのかということの発表会をしたりですとか、6年生では助産師さんに来ていただいて、命の誕生、祝福されて生まれたんよというふうな形で、子どもたちにお話をいただいて、子どもたちが自分一人ひとりの誕生を振り返るといいうふうな勉強をしたりしています。

また、児童会、生徒会活動では、命や人権に関わるアピールを出したりとか、本市では毎月25日を人権を確かめる日というふうな設定をしております、月に1回仲間づくりの取り組みであるとか、命を考えると、そういうことを意見発表を行ったり、あるいはそういう仲間づくりの具体的なゲームをやったりとか、あるいは先輩の話を聞くとか、そういう取り組みなども行っています。

それから、日常的には、授業などで一人ひとりをプラス評価する、これは算数とか英語とか理科の評価で子どもたちが手を挙げて発表しますが、失敗しても、ああ誰々さんがこんなふうに言うてくれたからみんなでもう一回復習できて、全員がわかるようになったんやねという、その間違いをマイナス評価じゃなくてプラス評価するという、そういう先生の言葉かけの大切さというか、そういうことにも積極的に取り組んでおります。

また、担任の先生からは朝の会とか、あるいは学級活動などの機会に、折に触れて自分の生き立ちでありますとか、あるいは命の大切さに関する講話ですね、短かったりもするんですけども、その中で、人って大事なんやでというようなことを子どもたちに伝えていたり、いずれにせよ、学校では自殺防止という言い方ではなしに、生きるってすばらしいことなんやでということ、そういう展望を子どもたちにどんどん与えるような、そういう教育活動を日常的に、また計画的に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 大変ありがとうございます。今聞かせていただいて、ただ学歴どうのこうのだけじゃなくて、いろんな体に障がいを持った子、いろいろな生まれの子もいます。そういう中で、そういった側面、先生が間違っことを言ってもその人があるからまた勉強になるのよみたいなことだとか、こうして生まれてきて命が授かったのよとか、こういったことは本当に誰が教えてくれるって、こういう学校教育で教えていただけたら本当に幸せやなど。これは全部の小学校でされているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） はい、基本的には全部の学校で行うように、お互いに交流もしておりますので、それは新しい取り組み入ってきますと、またそれを他の学校がまねたりとか、あるいは他市の取り組みを取り入れたりしながら、本当に子どもたちに生きる喜びというんですか、そういうことは積極的に伝えるようにしております。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 大変温かいお話、ありがとうございました。中学校にもそういう授業が伸びていけばいいなと思いますし、いいことはどんどん広げていただけたらと思います。

では最後に、自殺予防対策及び計画策定にあたっての市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の自殺予防対策及び計画策定にあたっての考え方について、お答えいたします。

専門家によりますと、自殺の危険の高い人はすっかり絶望し切って死にたいという気持ちと、助けてほしい、もう一度生きたいという気持ちの間を激しく動いているとのことであります。こういったいきなり自殺に至るのではないと、先ほど岩井議員も事例を挙げられましたけども、ここに自殺予防と治療の可能性があるとされています。

自殺の原因としては、先ほど部長が説明しましたとおり、健康問題、経済、生活問題、家庭問題等々が上げられますが、まずは個々それぞれの問題の解決、できれば問題そのものが発生するのを防ぐこと、その上で先ほどの揺れ動く状態に至られる方の予兆を速やかに見つけて、専門的な対応を施すというこういった対応が必要だと考えています。

問題の回避につきましては、いわゆる開かれた社会、朗らかな社会づくりということで、野洲市でも福祉教育、あるいは就労、連携して取り組んでおります。今後もこれを充実することによって防止が図れると思いますし、後者につきましては予兆の段階の対応においても先に部長が説明しましたように、さまざまなサービスを用意しておりますから、一層の充実を図っていきたいと思っています。

今回の計画の策定にあたりましては、今申し上げましたこれら両方の面ですね、健全で住みよいまちづくりといったところと、個々のケースに速やかに専門的な、的確な対応をしていくということができるような体制づくりになるような計画づくりを進めていきたいと思っています。

なお、自殺の情報が、これも先ほど部長が触れましたけども、日本の中では事件となる

案件として警察が持っておられて、それが情報です。でも全てではないわけです。日本の場合、一般に知られていませんけど、いわゆる検死機能が物すごく弱いと言われてます。先進国では。ですから、自殺も含めてどういう経緯で、どういう場で死に至ったのかというのがきちっと把握できてない。原因が把握できない限りは、当然予防もできませんので、これは野洲市だけの問題ではないですが、大きな日本の制度として今後の課題になってくると思います。

それと、自殺は昔から社会状況とか風土とか文化と言われてます。日本の場合、有名な腹切りと言われて、死んでわびるとか、こういう風土もありますし、特に先の大戦で戦死者たくさんおられますけども、ある時期にそれが餓死の戦死者が多いと言われてたんですが、自殺者が多いという研究が最近充実してきます。異常に自殺率が高いんですね。それと、戦死された方の死の情報がほとんどないというのも先進国の中で大きな問題だと言われてます。どこで、どういう状況で亡くなられたということは、死が軽く扱われる風土が存在すると。死が軽いということは生が軽いということですから、これ短い間にできることではないですけども、やはり自殺だけじゃなしに、他殺も含めて生命の尊さとか、そこを私たちもう少し社会的な観点からも、健全な方向に向かう取り組みが必要かなと考えています。そういったことも含めて、計画づくりに専門家、市民の皆さんと共に取り組んでいきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） もう一点、市長にですが、自殺対策においては県を含む各相談機関のネットワークづくりが最重要だと私も思っております。これに関連して、今後の地域ネットワークづくりの展望について、本当に最後をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ネットワークのさっき部長が言いましたから、にわかにつけてものではございませんので、先ほどの高齢化と一緒に、子どもの育ちの段階から福祉とか医療とか介護もそうですし、特に野洲市の場合は先ほども言いましたように高齢者の自殺が高いという、これは深刻な問題だと思っています。あとの年齢階層は全国平均、県平均よりもかなり低いのに、特に高齢者の方が高いといった、これについては先ほど先にご質問いただきました地域包括とか、そういった部分の課題が多いので、特にそのあたりを強化していきたいと考えています。

○議長（矢野隆行君） 岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明15日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後4時12分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年6月14日

野洲市議会議長 矢野 隆 行

署名議員 山 本 剛

署名議員 鈴 木 市 朗